

ケンシンの現況

2025 DISCLOSURE



ディスクロージャー誌

広島県信用組合

当組合の概要 (令和7年3月31日現在)

本店所在地	広島市中区富士見町1番17号
設立	昭和28年4月
預金積金	3,799億2百万円
貸出金	2,737億9百万円
純資産	198億70百万円
店舗数	24店舗(うち2出張所)
常勤役員数	310名



目次

【本編】

当組合の概要	1
ごあいさつ	2
ケンシンの経営理念・経営方針	3
ケンシンの歩み	4
地域とともに歩むケンシン	5
経営指標の推移	5
第2次中期経営計画	6
業績トピックス	7
SDGs への取り組み	9
地域活性化への取り組み	10
コンプライアンス(法令等遵守)の体制	15
個人情報保護宣言	16
特定個人情報基本方針	17
当組合が業務上保有する個人番号(マイナンバー)の利用目的	18
金融商品に係る勧誘方針	18
反社会的勢力に対する基本方針	18
マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融対策に係る基本方針	19
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	19
リスク管理体制	20
総代会の概要	21
役員・職員の状況・組織図	22
業務のご案内(預金業務、融資業務、その他)	23
お客さま満足度アンケート	26

【資料編】

貸借対照表	27
損益計算書	28
剰余金処分計算書	28
法定監査の状況	28
貸借対照表・損益計算書注記事項	29
損益の状況	31
営業の状況 (預金業務、諸比率、融資・為替業務、証券業務)	32
自己資本の充実の状況について	36
信用リスクに関する事項	38
証券化エクスポージャーに関する事項	42
出資等エクスポージャーに関する事項	42
金利リスクに関する事項	42
自己資本調達手段の概要	42
役員等の報酬体系	43
主な手数料一覧	44

【店舗一覧】

店舗一覧、カード等紛失・盗難受付窓口	45
ケンシンの店舗ネットワーク、キャッシュカード 利用手数料	46

ごあいさつ

Top Message



皆さまには、日頃より広島県信用組合に対し、ご愛顧とご支援を賜りまして誠にありがとうございます。ございます。

令和6年度の日本経済は、円安進行に伴う物価高騰や人手不足の深刻化などが逆風となった一方で、バブル期以来の高水準の賃上げなどを背景とし、個人消費の復調や好調なインバウンド需要により、緩やかな回復が続きました。広島県内におきましては、「エディオンピースウイング広島」の開業をはじめ、広島市中心部の再開発が熱を帯び、一層の賑わい創出や利便性の向上により地域経済への波及効果が期待されています。また、賃金、物価が上昇基調となったことから、日本銀行は、7月と1月に利上げを実施するなど金融政策の正常化が進みました。金利ある世界への回帰は、わが国の経済にとって大きな転換期になると考えられます。このような環境下、当組合は中期経営計画の最終年度として、諸課題に対する各施策に取り組んでまいりました。

令和7年度は、第2次中期経営計画の初年度にあたります。メインテーマを、「深化と進化」と定め、金利ある世界へのシフトやデジタル化の進展などの事業環境の変化に対応しながら、継続的に取り組み実効性を高めていく「深化」の施策と、新たに取り組む「進化」の施策を実施してまいります。

金融環境や国際情勢等は激しく変化し、かつてない変革の時代を迎えておりますが、当組合は今までもこれからも変わらず、どんな時代も寄りそって、身近で信頼される存在であり続けるため、役職員一丸となって邁進してまいります。

今後とも皆さまの信頼に応え、地域に存在感のある金融機関を目指してまいりますので、引き続き格別のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年6月

広島県信用組合
理事長 深山春幸

ケンシンの経営理念・経営方針

「信用組合」とは

「相互扶助」を理念とし、地元の中小企業者や住民の皆さまがお互いに支え合い、夢をかなえるために、一人ひとりが預金しあい、必要な時に適切な審査のもとに融資することを使命とする「中小企業等協同組合法」に基づく協同組合組織の金融機関です。株式会社が、株主のために最大利益の追求を目的としているのに対して、協同組合である当組合は、適正な利益と組合員の発展に貢献することを目的とする金融機関です。



「経営理念」

当組合は、相互扶助の精神にもとづき、組合員の繁栄および地域社会の発展のため、健全経営に徹するとともに、良質な金融サービスの提供に努め、身近で頼られる「ケンシン」を目指します。

この実現のため、役職員一人ひとりが、「三愛主義」を信条として実践してまいります。

三愛主義

- 一、組合を愛す
- 一、組合員を愛す
- 一、自己を愛す

協同組織たる組合を愛し、それを健全に育成して行くことは、構成員でありお客さまである組合員を愛すことによって実現され、その組合員の繁栄に奉仕するためには、自己を愛し、自らの資質・能力を高めていく志が必要であることを「三愛主義」としてあらわしています。

「経営方針」

- 1 健全経営に徹することにより、中小零細事業者および勤労者の金融の円滑化に努めます。
- 2 サービス向上に努め、地域経済、社会、生活、文化の健全な発展に貢献します。
- 3 誠実・公正な行動により、お客さまからの信頼の確保に努めます。
- 4 お客さまおよび地域社会とのコミュニケーションを重視し、開かれた経営を実践します。
- 5 構造改善を積極的に推進し、資産の健全性と経営体質の強化を図り、地域における存在感と信頼感を確固たるものとすべく努力します。



ケンシンのシンボルマーク ひまわり
炎天下の大空に向かい、大きく、たくましく咲く「ひまわり」のようにケンシンの発展を期待して、ひまわりが採用されています。

ケンシンの歩み

昭和



平成



令和

- 昭和27年 松永地方信用組合(松永信用組合)、熊野信用組合(安芸信用組合)、五日市信用組合、因島信用組合 設立
- 昭和28年 4月 広島県厚生信用組合 設立 初代組合長 岡野 龍一 就任 **1**
- 昭和33年 12月 商工組合中央金庫の代理業務取扱開始
- 昭和35年 12月 第2代理事長 田中 章一 就任
- 昭和36年 2月 中小企業金融公庫(現 日本政策金融公庫)の代理業務取扱開始
- 昭和47年 4月 安芸信用組合・五日市信用組合と合併
広島県中央信用組合 発足
住宅金融公庫(現 住宅金融支援機構)と業務委託契約を締結
- 昭和48年 4月 松永信用組合と合併
- 昭和50年 5月 第3代理事長 酒井 節司 就任
9月 シンボルマーク「ひまわり」制定
- 昭和51年 10月 広島市青果食品商業協同組合組合員の仕入金預金口座振替業務取扱開始
- 昭和52年 7月 本店を富士見町に移転 **2**
- 昭和54年 5月 広島県しんくみ共同オンライン稼働
8月 国庫金歳入 取扱開始
- 昭和56年 5月 第4代理事長 網谷 敏 就任
- 昭和58年 3月 (財)けんしん育英文化振興財団 設立
(現在名称 一般財団法人ケンシン地域振興財団)
- 昭和59年 4月 広島県信用組合(略称ケンシン)に名称変更
- 昭和63年 4月 国債窓口販売 取扱開始
- 平成3年 2月 HIT-LINE(代金回収サービス) 取扱開始
- 平成4年 3月 因島信用組合と合併
- 平成5年 10月 外国為替 取次業務開始
- 平成7年 11月 日本銀行歳入復代理店 事務取扱開始
- 平成14年 6月 第5代理事長 山田 正司 就任
- 平成16年 5月 セブン銀行(セブン-イレブンATM)と契約を締結
- 平成19年 6月 第6代理事長 吉田 貞之 就任
- 平成20年 5月 サンプルチェ広島とスポンサー契約を締結 **3**
6月 サンプルチェ広島応援定期預金 取扱開始
10月 情報系ネットワークシステム導入
- 平成22年 4月 インターネットバンキング取扱開始
- 平成24年 4月 廿日市支店 新店舗開設
5月 両備信用組合と業務提携
- 平成25年 10月 西部地区 保存文書管理センター 開設
2月 全銀電子債権ネットワーク(でんさいネット) 取扱開始
3月 創立60周年 「ケンシン桜の森」 植樹祭 **4**
6月 第7代理事長 西川 和彦 就任
- 平成26年 11月 ひろしま産業振興機構と業務連携(創業支援)
- 平成27年 6月 ケンシン経営塾 開講
10月 日本政策金融公庫と業務連携(協調融資)
- 平成28年 6月 第8代理事長 青木 嘉孝 就任
- 平成29年 4月 東広島支店 新店舗開設 **5**
6月 ATMの振込制限 取扱開始(振り込め詐欺未然防止)
10月 日本政策金融公庫と連携 サポートアルファ 取扱開始
- 平成30年 11月 ひろしま産業振興機構と業務連携(中小企業・小規模事業者支援)
- 令和元年 5月 信用組合全国共同オンラインシステムへ移行
- 令和2年 7月 Pay-easy(ペイジー)収納サービス 取扱開始
- 令和3年 11月 SDGs宣言
- 令和4年 6月 第9代理事長 深山 春幸 就任
7月 商工組合中央金庫と業務連携(事業再生・経営改善支援)
7月 PayPayとの口座連携サービス 取扱開始
10月 MG保証株式会社と連携した住宅ローン 取扱開始
- 令和5年 3月 「相続手続きの共通化」 近隣金融機関と連携
4月 創立70周年 オリジナルソング「ずっとこれからも」制作・YouTube公式チャンネル開設
6月 しんくみアプリ With CRECO 取扱開始
- 令和7年 4月 ケンシンWeb定期預金 取扱開始

地域とともに歩むケンシン

ちかくにいるから、チカラになれる



経営指標の推移（5年間）

(金額単位：百万円)

区分 \ 年度	令和2年度 3年3月末	令和3年度 4年3月末	令和4年度 5年3月末	令和5年度 6年3月末	令和6年度 7年3月末
経常収益	5,873	6,144	6,247	6,552	7,038
業務純益	1,884	2,094	2,295	2,191	2,322
コア業務純益	1,938	2,093	2,296	2,444	2,322
経常利益	1,030	1,037	1,355	764	1,172
当期純利益	635	655	901	715	812
預金積金残高	338,620	348,674	356,021	363,285	379,902
貸出金残高	224,354	235,470	257,270	268,721	273,709
有価証券残高	46,262	44,540	39,181	40,068	43,319
総資産額	372,104	374,272	379,305	385,293	402,805
純資産額	16,748	17,022	18,532	19,272	19,642
自己資本比率	8.35%	8.19%	8.30%	8.42%	8.85%
組合員数	66,937名	67,314名	67,855名	68,633名	69,591名
普通出資総額	7,518	7,514	8,520	8,859	9,165
普通出資総口数	15,037,702口	15,028,722口	17,041,581口	17,719,171口	18,330,070口
普通出資に対する配当金	190	191	199	221	228
職員数	300名	311名	306名	309名	301名

(注) 1. 残高計数は、期末日現在のものであり、総資産額には、債務保証見返は含んでおりません。
2. 純資産額は、純資産の部から配当金等の外部流出額を除いております。

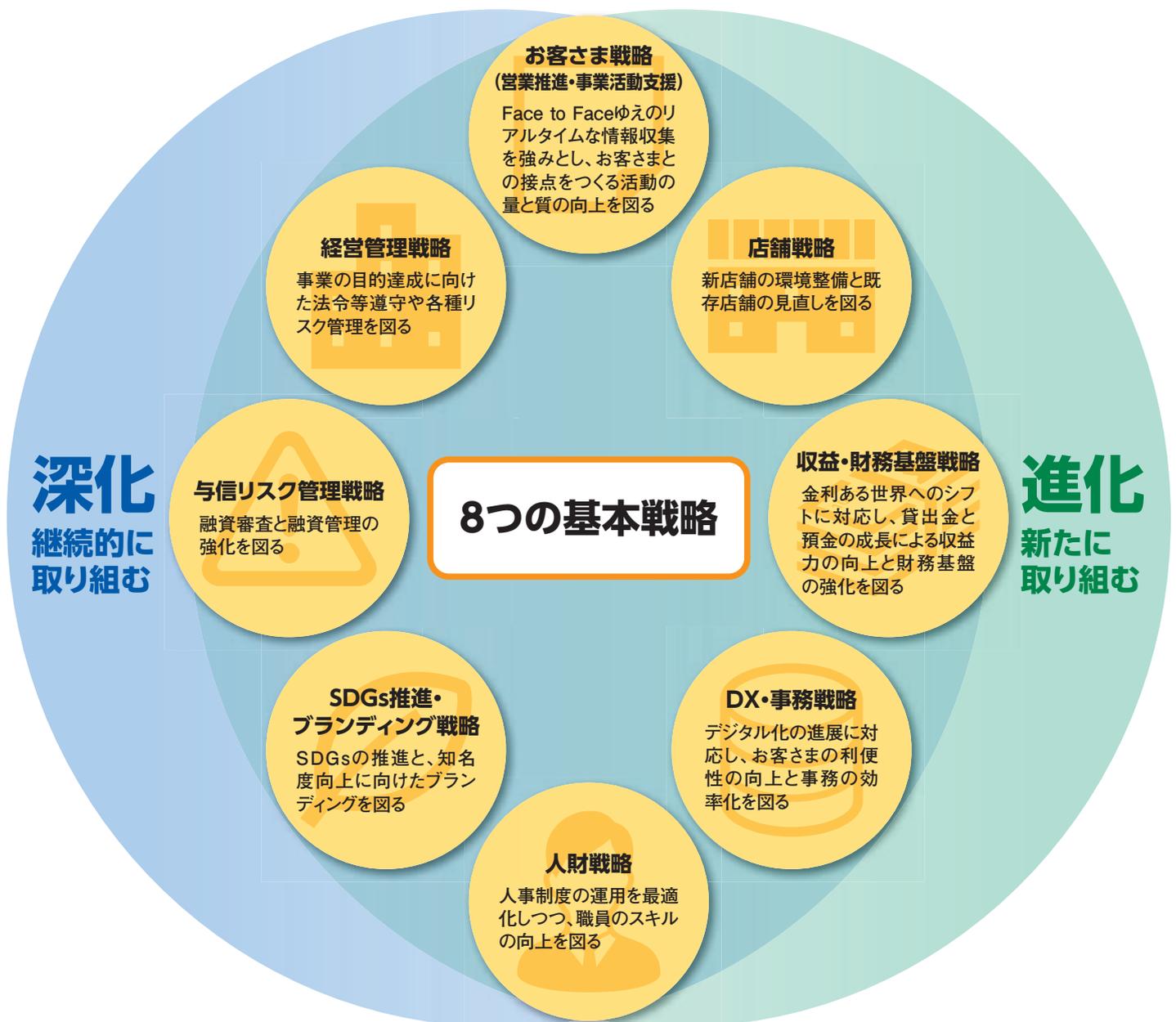
第2次中期経営計画 (令和7年度～令和9年度 3年間)

令和7年度を初年度とする第2次中期経営計画を策定いたしました。

メインテーマを「深化と進化」とし、金利ある世界へのシフトやデジタル化の進展、人口減少などの事業環境の変化に対応しながら、金融機関の本来業務である貸出金と預金の成長、健全経営のための経営基盤と財務基盤のさらなる強化を図るため、継続的に取り組み実効性を高めていく「深化」の施策と、新たに取り組む「進化」の施策を実施してまいります。

メインテーマ

深化と進化



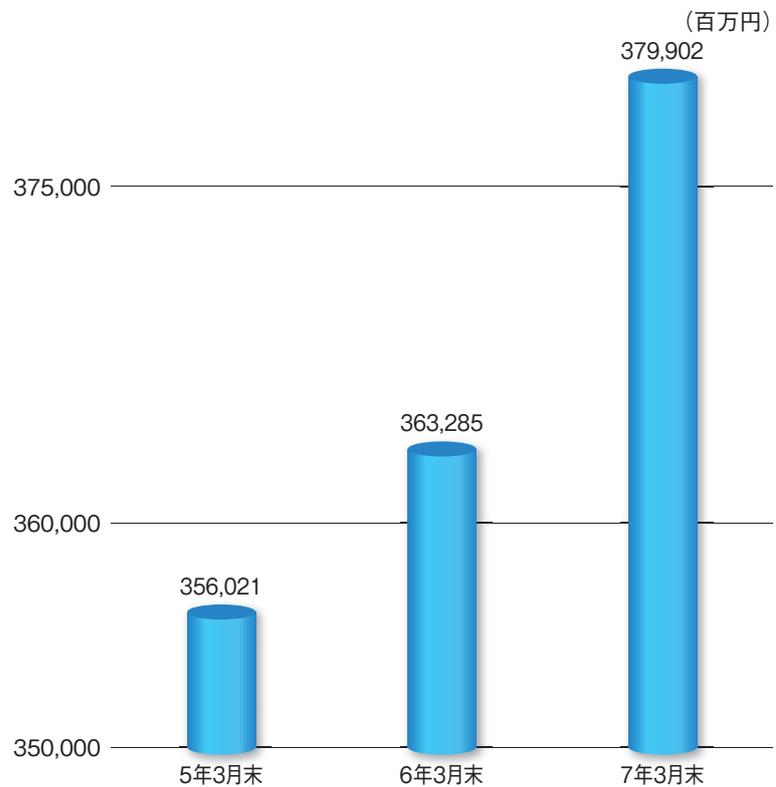
■ 預金積金残高の推移

預金積金残高

3,799億円

前期末比166億円増加

「サンフレッチェ広島応援定期預金」、「サンフレッチェ広島感動ありがとう定期預金」、「ふるさと応援定期預金Let's“暮(GO)”」などの預金商品を取扱い、地域密着の営業活動を推進してまいりました結果、期末残高で前期末比166億16百万円増加の3,799億2百万円となりました。



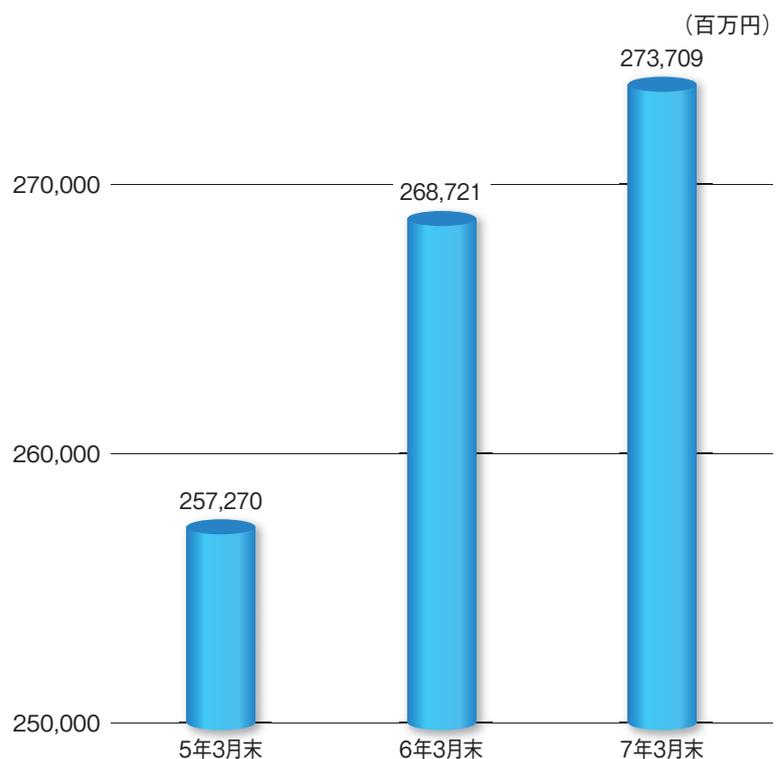
■ 貸出金残高の推移

貸出金残高

2,737億円

前期末比49億円増加

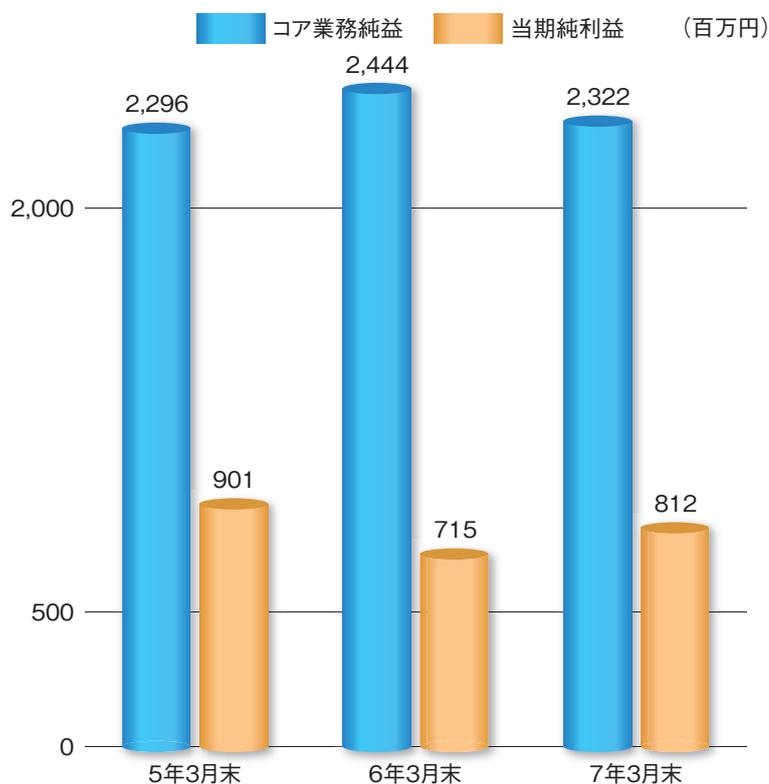
中小事業者や個人の皆さまの幅広い資金ニーズに対し、的確・迅速にお応えし、事業性のご融資や個人向けの住宅資金などにも積極的に対応してまいりました結果、期末残高で前期末比49億87百万円増加の2,737億9百万円となりました。



■ 損益の推移

コア業務純益 23億円
当期純利益 8億円

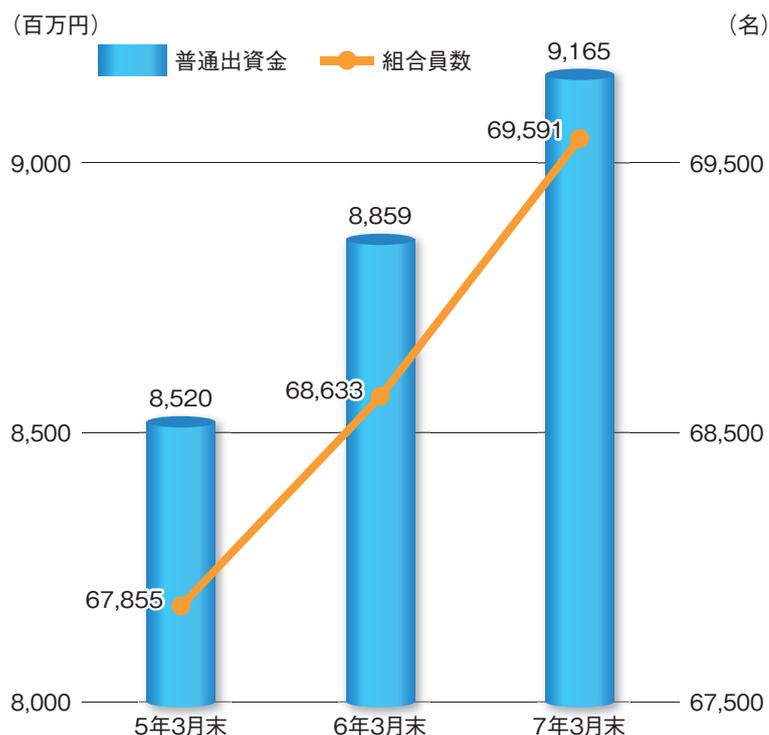
金融機関の本来業務での収益力を表すコア業務純益は23億22百万円、当期純利益は8億12百万円となり、安定した収益を確保しています。



■ 組合員と出資金の推移

普通出資金残高
91億円

組合員数が期中958名増加して69,591名となり、普通出資金は3億5百万円増加し91億65百万円となりました。



SDGsへの取り組み

当組合は、国連が提唱する持続可能な開発目標(SDGs)の趣旨に賛同し、目標達成に向けた持続可能な社会の実現に努めてまいります。



活動内容(一例)

地域経済活性化



しんくみ物産展



ひろしま頑張る企業応援プロジェクト
(当組合HPにて事業者様をご紹介します)



ケンシン経営塾講演会

環境保全



ケンシン桜の森プロジェクト
(広島県立中央森林公園内の環境整備)



清掃活動

人材育成



社内研修



インターンシップ受入れ

社会貢献



RCCラジオ・チャリティ・ミュージックソン募金



献血運動

地域スポーツ振興事業

■ サッカーチーム「サンフレッチェ広島」のサポート

○「サンフレッチェ広島応援定期預金」の販売、サンフレッチェ通帳・キャッシュカードの取り扱い

平成20年6月から、地域スポーツ振興を目的として、「サンフレッチェ広島応援定期預金」を販売しています。

この定期預金は、J1リーグ公式戦の順位に応じて特約金利を適用し、さらに抽選でサンフレッチェグッズをプレゼントする特典のついた定期預金です。また、サンフレッチェ預金通帳・キャッシュカードの取り扱いも行っております。



○「サンフレッチェ広島 感動ありがとう定期預金」発売

令和6年12月9日より、エディオンピーススウィング広島の開業元年を盛り上げたチームを後押しすることを目的に、「サンフレッチェ広島感動ありがとう定期預金」を発売しました。



○サンフレッチェ広島への「チーム強化資金贈呈式」の開催

当組合では、チームの強化・育成に役立てて頂くため、「サンフレッチェ広島応援定期預金」の一定割合の額をチーム強化費として、サンフレッチェ広島に贈呈しております。

令和7年2月20日、エディオンピーススウィング広島において、株式会社サンフレッチェ広島の片岸浩一取締役事業本部長、ヒル袈依廉選手、中村草太選手をお招きし、「チーム強化費贈呈式」が開かれました。



○サンフレッチェ広島 スポンサーゲーム

令和6年9月21日に、「第2回サンフレッチェ広島レジーナ 広島県信用組合DAY」が開催されました。

マイナビ仙台レディースと対戦し、4対1で勝利を飾りました。



令和7年5月3日に、「第17回広島県信用組合DAY」が開催されました。

アビスパ福岡と対戦し、2対1で勝利を飾りました。



地域活性化への取り組み

文化事業

■一般財団法人 ケンシン地域振興財団

創立30周年記念事業として昭和58年に設立されて以来、「芸術文化に関する諸活動および調査研究に対する表彰事業」として県民文化奨励賞を贈呈するとともに、「奨学金の貸与事業」を行っております。

令和6年12月、地域の文化活動の発展に功績のあった、書道パフォーマンスカーター大会実行委員会、三次太鼓育成会に「第40回 県民文化奨励賞」を贈呈いたしました。



書道パフォーマンスカーター大会実行委員会



三次太鼓育成会

■囲碁文化の継承や普及の支援

囲碁文化の継承や普及を目的として、令和7年3月、尾道市市民センターむかいしまで開催された「第80回本因坊秀策囲碁まつり(第11回女流秀策杯)」へ特別協賛をいたしました。

令和7年4月には、2024ふるさと応援定期預金「Let's碁(GO)」の一定割合の額を、関係諸団体への寄付やイベントへの協賛金として贈呈いたしました。令和7年5月に開催されたフラワーフェスティバルでは、日本棋院広島県本部が主催する「ケンシンフラワー囲碁ひろば」が開設され、囲碁ファンの方々に多数お越しいただきました。



本因坊秀策囲碁まつり



2024ふるさと応援定期預金「Let's碁(GO)」協賛金 贈呈式



フラワー囲碁ひろば

地域の皆さまとの交流

地域で開催されている行事等へ職員が積極的に参加し、地域のお客さまとの交流を深めています。

○三原やっさまつり



○因島水軍まつり



○三原半どん夜市



○赤ちゃんハイハイレース(くまの町民文化祭)



○健康チェック(因島支店)



○熊野町ぼ〜ず山サマーナイト



その他

○特殊詐欺防止

令和6年9月、松永支店松永南出張所にて特殊詐欺被害を防止したことに對して、福山西警察署から感謝状が授与されました。



地域活性化への取り組み

中小企業の経営支援に関する取り組み

■ 取り組み方針

当組合は、地域密着型金融機関として、地域の金融円滑化の使命を果たすとともに、認定経営革新等支援機関として、コンサルティング機能を充分発揮することによって、取引先の業況改善支援等に着実に取り組み、地域経済の活性化に積極的に貢献します。

■ 態勢整備の状況

平成24年度より、取引先の経営支援を目的として「経営支援部」を設置し、企業の課題解決に適切かつ効率的に取り組むとともに、外部機関と連携し、専門家派遣等を行い、取引先の業況改善を図る態勢としています。

■ 取り組み状況

(1) 創業・新事業開拓支援

ひろしま産業振興機構と「創業支援に係る業務連携・協力に関する覚書」を平成26年11月に締結し、広島県内における多様な創業や新規事業において、存続しうる企業の創出をサポートし、地域経済の発展と活性化に取り組んでいます。

【取り組み事例】

- ・ひろしま創業サポートセンターの専門家サポートサービスへの利用取り次ぎ
- ・「創業支援ローン」による創業・新規事業先への融資取り組み
- ・当組合、日本政策金融公庫、ひろしま産業振興機構の三者連携による「創業夢サポート」の融資取り組み

(2) 成長段階支援

財務諸表に表れない企業の事業価値を評価するため、ひろしま産業振興機構の中小企業成長プラン策定支援事業等を活用し、財務データや担保・保証に必要以上に依存しない事業性評価に基づく融資に取り組んでいます。

また、平成27年10月には、広島県内の創業者、中小企業者および農林水産事業者等への協調融資を積極的に進めるため日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結しています。

【取り組み事例】

- ・売掛債権担保・動産担保融資への取り組み
- ・広島県よろず支援拠点と連携した経営相談会の開催（定期開催）
- ・販路拡大支援の一環として、全国信用協同組合連合会等の主催による「しんくみ食のビジネスマッチング展」および「しんくみ物産展」への参加支援

(3) 経営改善・事業再生・事業転換・その他

再生支援先に対して、外部専門家を交えた経営相談、経営指導を行うとともに、必要に応じて職員を出向させるなど、経営改善、再生支援等に取り組んでいます。

また、令和4年7月には、事業再生・経営改善を通じ、企業価値向上をサポートするため、株式会社商工組合中央金庫と「事業再生・経営改善支援に関する業務」にかかる協力文書を締結しています。

【取り組み事例】

- ・広島県中小企業活性化協議会と連携した事業再生支援の取り組み
- ・広島県中小企業活性化協議会へ職員を出向
- ・中小企業大学校へ職員を派遣

(4) 事業承継支援

外部機関と連携を図り、事業承継に関する事業経営者の様々な課題解決に取り組んでいます。

【取り組み事例】

- ・後継者に問題を抱える取引先に専門家による個別相談会を実施
- ・広島県事業承継・引継ぎ支援センターへの取り次ぎ



■ 経営者保証に関するガイドラインへの対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業継承時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針について

広島県信用組合では、「経営者保証に関するガイドライン」を遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証をいただく場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧に説明し、お客さまにご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

- 1 お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額や金利の一定の上乗せ等の代替的融資手法の活用を含め総合的な検討を行います。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

- 2 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案した上で履行の範囲を決定します。
- 3 お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

窓 口： 広島県信用組合 融資部
 受 付 日： 月曜日～金曜日（土・日曜日・祝日および金融機関の休日を除く）
 受 付 時 間： 午前9：00～午後5：00
 電 話 番 号： 0120-745-530（フリーダイヤル）

「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和5年度	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	342件	340件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	10.1%	13.1%
保証契約を解除した件数	14件	6件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

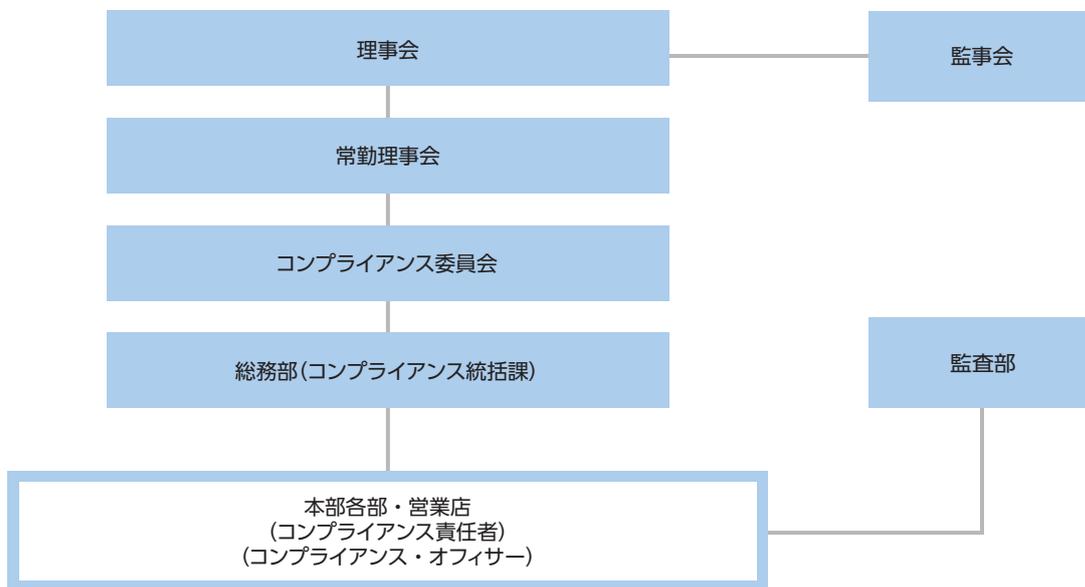
コンプライアンス（法令等遵守）の体制

当組合は、広島県内を営業地域とする協同組織金融機関として、中小事業者および勤労者の皆さまの資金の円滑化、ならびに組合員の皆さまの経済的地位の向上に貢献することを目的とし、ひいては地域社会の発展のために尽力する使命を負っており、役職員一人ひとりが社会的使命と公共性を充分自覚し、誠実・公正に業務を遂行するため、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、法令等の遵守およびモラルの醸成に努めてまいります。

当組合では、コンプライアンスの徹底を図るため、「コンプライアンス統括部署」を設置するとともに、営業店および各部に「コンプライアンス責任者」ならびに「コンプライアンス・オフィサー(担当者)」を置くなど体制を整備しております。

また、コンプライアンス・マニュアルを役職員が閲覧できるよう組合内グループウェアに掲載するとともに、各種コンプライアンス研修等を通じて全役職員にその周知徹底を図り、更にコンプライアンスを強化するための具体的実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定し、組合全体に法令等の遵守を徹底する企業風土の醸成に努めております。

コンプライアンス体制図



コンプライアンス宣言

広島県信用組合の役職員は、地域協同組織金融機関としての社会的責任の重大性と公共的使命を自覚し、遵法精神と高い倫理観をもって行動するとともに、法令や諸規程を遵守し、社会的規範に従い、業務運営にあたることを宣言いたします。

- | | |
|----------------|---|
| 1. 信頼の確保 | 私たちは、社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、組合員の皆さま、お取引先の皆さま、地域の皆さまからの信頼を確保します。 |
| 2. 誠実かつ公正な業務運営 | 私たちは、法令や諸規程を遵守するとともに、社会的規範に従い、誠実かつ公正に業務運営を行います。 |
| 3. 職員の人権の尊重 | 私たちは、職員の人権、個性を尊重し、明るく働きがいのある風通しのよい職場環境を作ります。 |
| 4. 経営の透明性の向上 | 私たちは、経営情報の公正な開示を通じて、組合員の皆さま、お取引先の皆さま、地域の皆さまとのコミュニケーションを図り、経営の透明性を高めます。 |
| 5. 情報管理の徹底 | 私たちは、お客さまに関する情報の取扱いには細心の注意を払い、外部への情報漏えいが発生しないよう的確に管理します。 |
| 6. 反社会的勢力の排除 | 私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、断固とした姿勢で対応し、これを排除します。 |
| 7. 地域社会への貢献 | 私たちは、組合員の皆さま、お取引先の皆さま、地域の皆さまからのご要望にお応えし、各種金融サービスを提供することで、地域社会の発展に尽くします。 |

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護および個人番号(以下、「個人情報等」といいます。)の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等(以下、「法令等」といいます。)を遵守して、以下の考え方に基づきお客さまの個人情報等を厳格に管理し、適正に取扱うとともに、その正確性・機密性の保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載することにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客さまの個人情報等を業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で適正に利用し、それ以外の目的では、法令等で認められる場合のほか、利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では、利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1.で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客さまの個人情報等を取扱いたします。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客さまにご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客さまからお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

- (1) 国内の第三者・外国にある第三者への提供に関する共通事項

当組合は、法令等で認められている場合を除き、お客さまの同意なしにお客さまの個人データを第三者へ提供いたしません。また、個人番号をその内容を含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客さまの同意があっても、これを第三者に提供いたしません。ただし、当組合は、外国の法令等の要請により、外国の税務当局等に個人データを提供する場合があります。当組合は、お客さまに当該機関の名称および所在国、その他の法令等により必要とされる事項に関する情報提供を行ったうえで、同意を得るものとします。

- (2) 外国にある第三者への提供の場合

お客さまのご依頼により外国送金を行う場合等、当組合は、被仕向金融機関(外国にある第三者)に個人データを提供する場合があります。当組合は、お客さまに当該被仕向金融機関の名称および所在国、その他の法令等により必要とされる事項に関する情報提供を行ったうえで、同意を得るものとします。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

- (1) お客さまにお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1.の利用目的の範囲内で個人データを特定の者と共同利用しております。ただし、個人番号をその内容を含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

当組合における個人データの安全管理措置に関しては、当組合の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記8.のご質問・相談・苦情窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けます。
- (2) 取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について策定しています。
- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。また、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。
- (5) 個人データを取り扱う区域において、職員の入室管理および持ち込み機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6) アクセス制御を実施して、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。
- (7) 外国にある委託先である第三者に保有個人データを取り扱わせる場合や、個人データを当組合の海外支店等で取り扱う場合には、上記のほか、個人データを保管している当該外国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施しています。

7. お客さまからの開示、訂正、利用停止等のご請求

- (1) 開示のご請求
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データまたは第三者提供に係る記録の開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。
- (2) 訂正等のご請求
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。
- (3) 利用停止等のご請求
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法令等に基づく正当な理由による。)には、原則として利用停止等いたします。
- (4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客さまよりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人情報の重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含みます。)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客さまからのご質問等に適切に取組んでまいりますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、下記の窓口にお申出ください。

窓 口	： 広島県信用組合 業務部
受 付 日	： 月曜日～金曜日(土・日曜日・祝日および金融機関の休日を除く)
受 付 時 間	： 午前9：00～午後5：00
電 話 番 号	： 0120-745-530(フリーダイヤル)

広島県信用組合
住所 広島市中区富士見町1番17号
代表者 理事長 深山 春幸

特定個人情報基本方針

広島県信用組合は、その業務を行うにあたり、下記の方針にしたがって個人番号および特定個人情報(以下併せて「特定個人情報等」といいます。)の適切な保護・利用に万全を尽くします。

1. 取得・利用・提供について

- (1) 特定個人情報等の取得は、業務上必要な範囲内で、適正かつ適法な手段により行います。
- (2) 特定個人情報等を取扱うにあたっては、その利用目的をできる限り特定します。
- (3) 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報等を取扱いません。
- (4) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意の有無にかかわらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

2. 利用目的の公表について

特定個人情報等を取得した場合には、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、適切な方法により通知し、または公表します。

※個人情報の利用目的については次ページ(当組合が業務上保有する個人番号の利用目的)をご参照ください。

3. 開示等の請求について

- (1) ご自身に係る保有個人データ(特定個人情報等に係るものに限ります。以下同じとします。)について開示のご請求があった場合には、業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合を除き、ご本人に対して開示します。
- (2) ご自身に係る保有個人データについて内容の訂正、追加または削除のご請求があった場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、必要な調査を行い、訂正等する場合には当該調査結果に基づき行います。
- (3) ご自身に係る保有個人データについて利用の停止または消去あるいは第三者への提供の停止の請求があった場合において、その求めに正当な理由があることが判明したときは、当該保有個人データの利用停止等を行います。

4. 安全管理措置について

特定個人情報等の漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」、特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」等の国が定める指針に基づき、必要かつ適切な措置を講じます。

5. 関係法令の遵守について

特定個人情報等の取扱い(安全管理措置を含む)にあたっては、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等関係法令、金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、特定個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」等の国が定める指針を遵守します。

6. 教育・研修の実施について

特定個人情報等の安全管理の徹底を図るため、役職員等に対して適切な教育・研修を定期的実施します。

7. 点検・監査の実施について

特定個人情報等の取扱状況等について、定期的および随時の点検・監査を実施します。

8. 漏えい事案等への対応について

万一、特定個人情報等の漏えい等があった場合には、監督当局への報告、漏えい等の事実関係および再発防止策の公表、漏えい等の対象となったご本人への事実関係の通知等の措置を講じます。

9. 継続的改善への取組みについて

特定個人情報等の取扱い(安全管理措置を含む)については、必要に応じて見直しを行う等、継続的な改善に努めます。

10. 質問等の窓口

特定個人情報等の取扱いに関するご質問(苦情を含む)につきましては、下記の窓口までお申出ください。

窓	口	：	広島県信用組合 業務部		
受	付	日	：	月曜日～金曜日(土・日曜日・祝日および金融機関の休日を除く)	
受	付	時間	：	午前9：00～午後5：00	
電	話	番	号	：	0120-745-530(フリーダイヤル)

当組合が業務上保有する個人番号(マイナンバー)の利用目的

当組合が個人番号(マイナンバー)を取扱う事務の範囲は、以下のとおりとします。

- (1) 出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
- (2) 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
- (3) 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
- (4) 国外送金等取引に関する法定調書作成・提供事務
- (5) 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- (6) 預金保険法に基づく名寄せ・税務調査(犯則調査および滞納処分のための調査を含む。)・社会保障における資力調査等に関する事務
- (7) 預貯金口座付番に関する事務
- (8) 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務
- (9) 災害時および相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務
- (10) 本人特定事項および個人番号(マイナンバー)の正確性の確保に関する事務
- (11) 報酬・料金等の支払調書作成事務
- (12) 不動産の使用料等の支払調書作成事務
- (13) 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務
- (14) 不動産等の売買または貸付けのあっせん手数料の支払調書作成事務

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、金融商品の販売等に際しては、法令および次の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとします。

- (1) 当組合は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- (2) 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
- (3) 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
- (4) 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客さまの信頼の確保に努め、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- (5) 当組合は、役員員に対する組合内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理態勢の強化に努めます。

※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

反社会的勢力に対する基本方針

私たち広島県信用組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、財団法人暴力追放広島県民会議、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融対策に係る基本方針

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融(以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。)対策を経営上の重要課題の1つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対して適切に対応できる態勢を構築します。

1. 組織態勢

当組合は、マネロン・テロ資金供与対策に関して、経営陣の主導のもと、マネロン・テロ資金供与対策の責任者ならびに統括部署を定め、関連部署との連携により横断的な管理態勢を整備します。

2. リスクベース・アプローチ

当組合は、直面するマネロン・テロ資金供与に係るリスクを特定・評価した「リスク評価書」を作成し、リスクに見合った低減措置を講じる等、適切なリスク管理を行います。

3. 顧客管理

当組合は、適切な取引時確認を実施し、顧客の属性に即した対応策を実施する態勢を整備します。また継続的に顧客情報や取引内容の調査・分析を行い、対策を見直します。

4. 疑わしい取引の届出

当組合は、営業店からの報告や本部のモニタリング・フィルタリングにより把握した疑わしい顧客や取引等について、当局に対して速やかに届出を行います。

5. 役職員の研修

当組合は、全役職員に対して継続的に研修を行い、マネロン・テロ資金供与対策に対する知識・理解を深め、専門性・適合性を有する役職員の育成に努めます。

6. 実行性の検証

当組合は、マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、内部監査部門が独立した立場から定期的に監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

窓 口： 広島県信用組合 業務部
受 付 日： 月曜日～金曜日(土・日曜日、祝日および金融機関の休日を除く)
受付時間： 午前9：00～午後5：00
電話番号： 0120-745-530(フリーダイヤル)
なお、苦情対応の手続きについては、店頭インフォメーションボード、および当組合ホームページ(<https://www.hiroshima-kenshin.co.jp/>)に公開しておりますのでご覧ください。

保険業務(火災保険等)に関する苦情等は下記機関でも受付しております。
一般社団法人 日本損害保険協会
そんぽADRセンター
(電話:0570-022808)

紛争解決措置

広島弁護士会 仲裁センター (電話：082-225-1600) 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588)
東京弁護士会 紛争解決センター (電話：03-3581-0031) 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249)

上記弁護士会にて紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務部または広島県信用組合協会、しんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

- ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

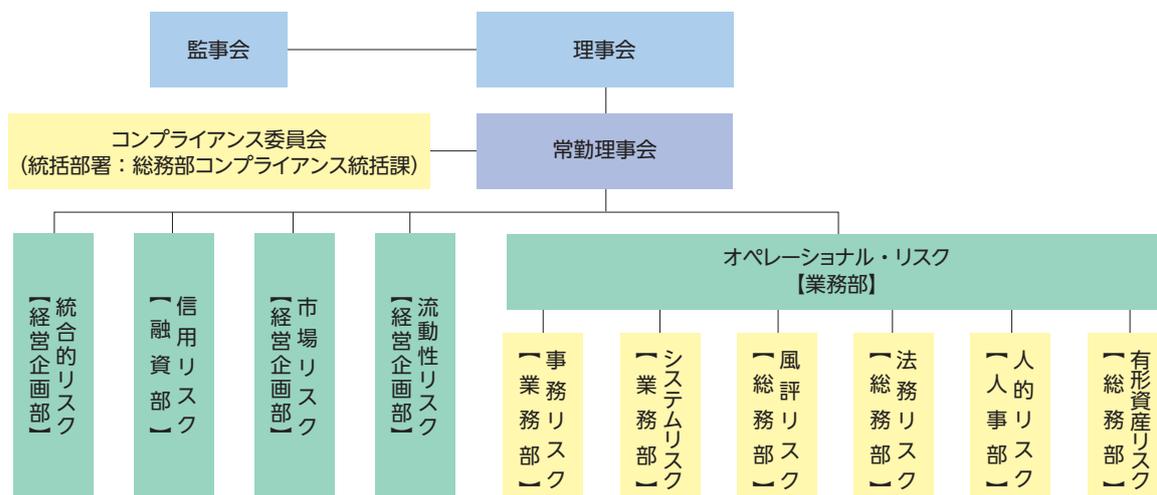
窓 口： 広島県信用組合協会
受 付 日： 月曜日～金曜日
(土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く)
受付時間： 午前9：00～午後5：00
電話番号： 082-247-7363
住 所： 〒730-0044
広島県広島市中区宝町9-11(信用組合会館内)

窓 口： 一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所
受 付 日： 月曜日～金曜日
(土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く)
受付時間： 午前9：00～午後5：00
電話番号： 03-3567-2456
住 所： 〒104-0031
東京都中央区京橋1-9-5(全国信用組合会館内)

リスク管理体制

当組合では、リスク管理の一層の充実・強化が重要課題であると認識し、主要なリスクである「信用リスク」、「市場リスク」、「流動性リスク」、「オペレーショナル・リスク」の管理について、それぞれ管理部署を定めるとともに、それを常勤理事会が統括しており、複雑・多様化するリスクに対して適切に対応するなど統合的リスク管理を実施しております。

リスク管理体制図



統合的リスク管理

統合的リスク管理は、金融機関の業務に内在する各種リスクについて、これを一元的に管理し総体的に捉えて、その総体的なリスクを経営体力と比較・対照することにより、業務の健全性を確保することを目的としております。当組合では、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクといったリスク毎にリスク量の上限を設定（資本配賦）し、それぞれの管理部署がリスク量のコントロールを行っております。また、経営企画部がこれらのリスク量を自己資本と対比して一元的に把握するとともに、リスク管理の状況について定期的に常勤理事会へ報告を行い、状況に応じて適切に対策を実施していく体制を構築しております。

信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、貸出金等の資産の価値が減少ないしは消失し、損失を被るリスクのことです。当組合では、資産の健全性確保を経営の最重要課題の一つと位置づけ、営業推進部署から独立した本部審査体制の整備、信用格付制度および自己査定制度による客観的な信用リスクの把握、信用リスクに見合った適正な収益の確保、ポートフォリオ管理に基づくリスク分散などを通じて、信用リスク管理の高度化に努めております。また、信用リスク管理の基本原則等を定めたクレジットポリシーを制定し、全職員へ徹底することなどにより、信用リスク管理のレベルアップに努めております。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、有価証券価格等が変動することにより損失を被るリスクのことです。市場性取引は瞬時に多大な損失を及ぼす可能性を内在しているため、当組合では厳格な管理を実施しております。具体的には、VaR法や、金利ショックに対する損益、経済価値の増減額によりリスク量を計測し、その状況を常勤理事会に報告しています。また、市場リスク全体の管理として、保有可能なリスク量に対して一定の限度を設定しております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要な資金が確保できず、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利の支払を余儀なくされることにより、損失を被るリスクのことです。当組合では、運用・調達構造の定期的な点検に加え、資産規模や調達能力等を勘案のうえ、資金調達に関するガイドライン等を設定し、調達の安定化を図っております。さらに、市場調達環境の急変などにより流動性リスクが顕在化した場合に備え、緊急度合いに応じて機動的な対応が図られるよう、緊急時フェーズ別の対応策を定めております。

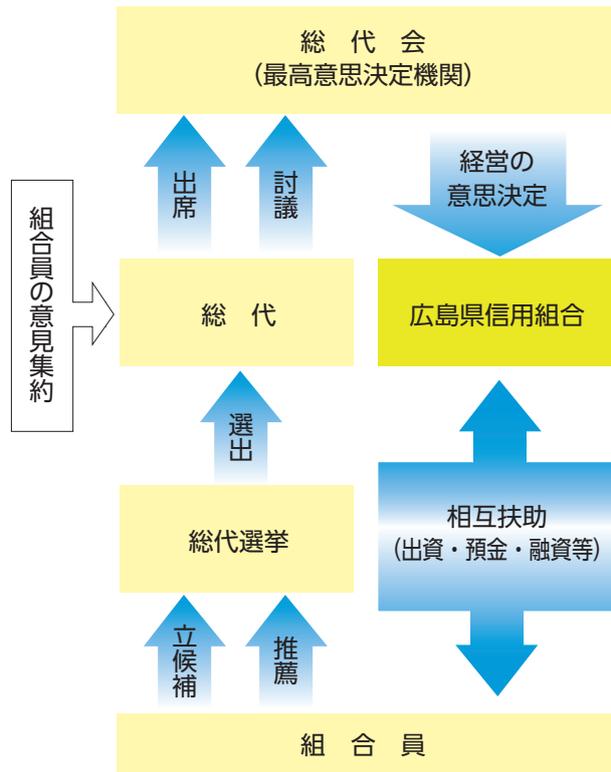
オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切なこと、あるいは機能しないこと、または外的要因により生じる損失に関するリスクであり、事務リスク・システムリスク・風評リスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リスクを含む広義のリスクです。オペレーショナル・リスクは、金融業務に広く内在するリスクであり、顕在化の形態も多様なことから、リスクを適切に把握・コントロールする必要があります。また、オペレーショナル・リスクは資本賦課の対象となっており、当組合では、損失データの収集・リスク計量化を中心とした定量的管理とリスク顕在化時における対応、リスク管理自己評価等を中心とした定性的管理の両方の側面から高度化に努めております。

総代会の概要

総代会制度について

- ◆当組合は、中小企業等協同組合法第55条に基づき、定款の定めるところにより「総代会」を設けております。
- ◆総代会は、組合の最高意思決定機関であり、定款の変更、組合の解散または合併、組合員の除名、事業の全部の譲渡、規約の設定・変更または廃止、毎事業年度の収支予算および事業計画の設定または変更など極めて重要な事項を決定する機関です。
- ◆総代会は、組合員のうちから公平な選挙により選ばれた総代が構成員です。
- ◆総代は、組合員の地区代表として総代会に出席し決議に参加します。
- ◆総代会は、通常毎年6月に開催されますが、必要あるときは臨時総代会を招集することもできます。



総代の選出方法および任期

- ◆総代の選挙には、総代選挙規約の定めるところにより組合員であれば誰でも立候補することができます。総代の立候補は、文書でその旨届け出て、選挙区ごとに組合員が選挙し決定します。
- ◆総代の定数は、定款第29条により、100人以上120人以内において総代選挙規約にて定めることとしています。
- ◆総代の任期は、3年間です。
- ◆総代の選挙区別総代氏名は、下記のとおりとなっております。

(敬称略、アイウエオ順、丸数字は就任回数)

選挙区別総代氏名	
本店選挙区 (24名)	網谷 康司⑥ 大井 克元③ 大谷 スミエ③ 小田 富貴子⑬ 柿木田 勇⑦ 金井 憲明④ 河本 八郎⑧ 熊本 武司② 倉本 隆之⑧ 佐々木 徹⑦ 神保 紘⑬ 田島 修⑥ 谷川 洋路⑧ 田丸 泰之② 中村 邦雄⑥ 中本 敏行⑥ 西濱 輝④ 西本 義弘③ 東 正治⑥ 藤田 博徳⑧ 松野 行雄⑥ 山崎 隆造④ 山根 俊思⑥ 吉村 明③
広島中央選挙区 (14名)	荒川 慎吾⑨ 稲田 桂子② 大戸 由加① 岡田 泰司⑥ 小笠原 裕⑧ 沖野 龍彦② 高下 譲二① 住田 宜照④ 高木 英洋⑥ 西岡 孝④ 平岡 誠晋① 水入 秀行① 三谷 順子② 光廣 昌史⑨
広島西選挙区 (20名)	阿部 一之③ 卜部 百合子④ 岡井 慎三郎② 小川 正紹⑥ 小田 忠将⑤ 金子 明弘⑥ 金本 英樹⑥ 亀谷 英子⑤ 児玉 勝司⑤ 佐々木 繁盛⑥ 曾根川 文平③ 谷浦 正典③ 妻澤 裕幸④ 中迫 良子① 西村 和雄⑧ 猫本 幸雄⑤ 藤井 章⑩ 山田 敏彦⑥ 山中 好文⑤ 米村 賢次⑧
安芸・呉・東広島 選挙区 (24名)	植田 卓② 梅田 修治⑦ 木崎 裕之② 木本 英樹② 是友 栄治① 佐衛田 唯善② 崎島 寿則① 實森 康宏⑥ 城本 健司⑤ 住田 郁生② 竹森 臣③ 橘 志信② 中島 勝義⑥ 林 義康⑧ 一橋 昭慶③ 平賀 光明③ 伏岡 勝二⑥ 藤尾 幸郎⑩ 本迫 修⑩ 宮川 浩明③ 宮坂 岩雄⑥ 宮田 丈士④ 宗盛 勝則⑧ 山中 孝昭⑧
福山選挙区 (19名)	荒木 栄作② 小川 浩三⑤ 鎌刈 拓也⑤ 神原 一省⑧ 心石 拓男④ 小林 政嗣③ 斎藤 誠⑥ 佐藤 志行② 砂原 祐次⑧ 富田 恭夫④ 信岡 健一郎⑥ 藤岡 隆志④ 松尾 政幸⑤ 的井 善美⑥ 村上 徹⑦ 森上 茂光⑥ 矢野 利明⑦ 山岡 弘忠① 横野 忠正⑥
尾三選挙区 (14名)	圓光 秀己⑪ 香川 一紀⑧ 柏原 秀幸① 神原 弘一① 迫田 祐⑤ 沢野 学⑥ 中岡 洋樹② 箱崎 総志① 古川 龍太⑧ 松浦 新吾郎⑧ 松浦 晴一郎⑤ 山本 研一⑥ 弓場 丞⑤ 夜船 裕光⑤
合計 (115名)	【総代の属性別構成比】 職業別：個人3%、個人事業主12%、法人役員85% 年代別：30代以下0%、40代2%、50代17%、60代34%、70代30%、80代以上17%

(令和7年6月16日現在)

総代会の議決事項等

●通常総代会

令和7年6月13日(金)

[報告事項] 第72期貸借対照表、損益計算書および事業報告について

- [議決事項] 1.第72期剰余金処分案承認の件
 2.第73期事業計画および収支予算案承認の件
 3.役員選挙規約の全部改正に関する件
 4.組合員除名に関する件

以上原案通り可決しました。

広島県信用組合 第72期通常総代会



役員 の 状 況

(令和7年6月16日現在)

理事長	深山 春幸	理事	村上 祐司	監事 (常勤監事)	川西 康晴
専務理事	武市 祐寿	理事	宗盛 勝則	監事	小田原 勝志
常務理事	下井 修	理事	山口 利郎	監事 (員外監事)	金子 昌稔
常務理事	浜田 宏明	理事	井林 孝二		
常務理事	市岡 栄二				
常勤理事 (融資部長)	島田 彰夫				
常勤理事 (営業統括部長)	林 武志				
常勤理事 (業務部長)	板野 哲也				

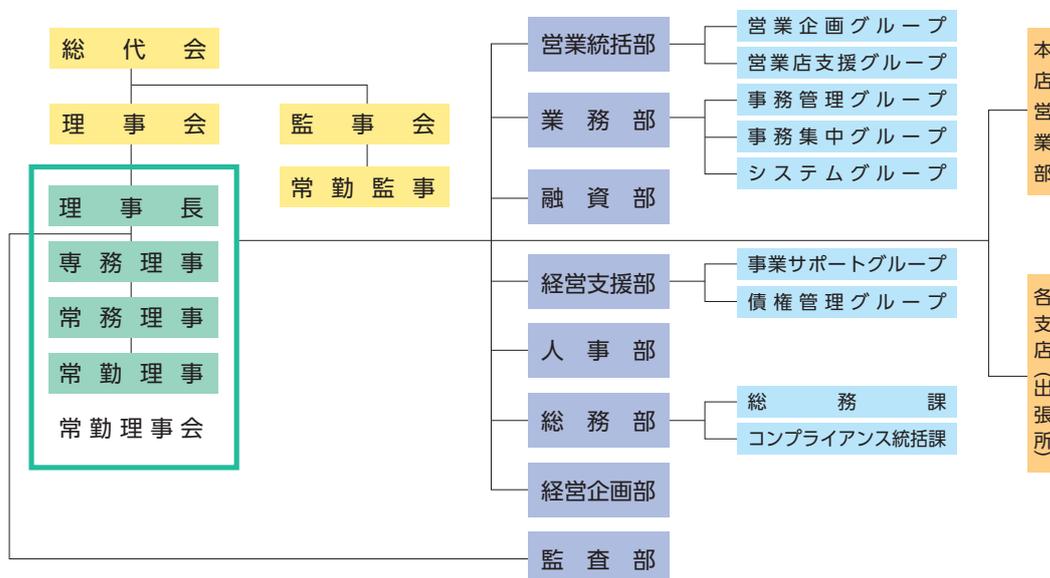
(注) 監事金子昌稔は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3に規定する員外監事です。
 当組合は、職員出身者以外の理事4名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

職員 の 状 況

(令和7年3月31日現在)

	令和5年度	令和6年度
男子	151名	143名
女子	158名	158名
合計	309名	301名
平均年齢	39歳 11月	40歳 6月
平均勤続年数	15年 2月	15年 10月

組織図



業務のご案内(預金業務)

種類	内容と特色	お預け入れ期間	お預け入れ金額	
総合口座	一冊の通帳で貯める・増やす・借りる・受け取る・払うという5つの機能を持つ便利な通帳です。定期預金がセットでき、必要なときに定期預金のお預け入れ残高の90%(最高200万円)まで自動融資いたします。	自由	1円以上	
普通預金	お財布代わりにいつでもご利用いただけます。給与振込、公共料金のお支払い、年金の自動受取などを一手に引き受けます。	自由	1円以上	
貯蓄預金	個人の方限定で、お預け入れ残高に応じた金利が適用となり、必要なときはいつでもお引き出しができます。	自由	1円以上	
納税準備預金	租税の納付に充てることを目的とした預金であり、お利息は税金がかかりません。	入金自由 お引出は納税時	1円以上	
通知預金	まとまったお金の短期運用に便利です。	7日以上	5,000円以上	
当座預金	商取引にご利用いただく、手形・小切手の支払いのための預金です。預金保険機構により全額保護されます。	自由	1円以上	
決済用普通預金	決済用にご利用いただく普通預金で、お利息はつきませんが残高に関わりなく預金保険機構により全額保護されます。	自由	1円以上	
定期積金	スーパー積金	毎月無理なくコツコツお積み立ていただく定期積金です。安全確実に財産の基礎をつくることができます。	1年～5年	月額掛金 1,000円以上
	あんしん積金	毎月お積み立ていただく定期積金に、保障がセットされた定期積金です。	5年	月額掛金 10,000円 月額掛金 20,000円
	熟年積金	当組合で年金をお受け取りの方などを対象として、交通事故等により死亡された場合に、事故発生時の給付契約額と掛け込み残高の差額を補償として法定相続人の方へお支払いする定期積金です。	1年～5年	1回の掛込金額 5,000円以上 300,000円以内
	子育て支援定期積金「ひだまり」	契約時点で18歳未満のお子(孫)さまがおられる方に、上乗せした金利でお預け入れいただき、お子(孫)さまの写真付専用証書をお作りする定期積金です。	3年・4年・5年	月額掛金1万円 契約額36万円以上 350万円以内
	メンバーズ定期積金	個人の組合員の方を対象にした、スーパー積金より金利を上乗せした定期積金です。	1年～5年	契約額30万円以上
	ケンシンパートナー企業制度定期積金「シェイク・ハンズ」	「パートナー企業制度」をご契約いただいた事業所にお勤めされる個人の方限定の金利を上乗せした定期積金です。	1年～5年	契約額30万円以上
定期預金	スーパー定期	1か月からお預け入れでき、自由金利のメリットを活かしたお客さまの資産計画にあわせてお預け入れいただける定期預金です。	1か月～5年	1,000円以上
	大口定期	金利は自由金利で高利回りの定期預金です。	1か月～5年	1,000万円以上
	変動金利定期	お預け入れ期間中の金利は、その時々々の金利情勢により6か月毎に変動する定期預金です。	2年・3年	1,000円以上
	サンフレッチェ広島応援定期	J1リーグ公式戦の順位に応じて利率が確定するコースと、順位に関わらず利率が確定しているコースの2種類あり、サンフレッチェグッズプレゼントの特典がついた定期預金です。	1年・3年・5年	10万円以上 1,000万円以内
	ふるさと応援定期預金 Let's "暮" (GO)	地域貢献型定期預金で地域文化の普及発展を応援しています。お預け入れ金額に応じて特産品プレゼントの特典があります。	1年・3年・5年	10万円以上 1,000万円以内
	メンバーズ定期預金	個人の組合員の方を対象にした、スーパー定期より金利を上乗せした定期預金です。	1年・3年・5年	10万円以上
	熟年定期	当組合で年金をお受け取り、またはお受け取り手続きを完了されている皆さまに、スーパー定期より金利を上乗せした定期預金です。	1年・3年	1,000円以上 1,000万円以内
	退職金定期	当組合に退職金をお預け入れいただく方に、上乗せした金利でお預け入れいただける定期預金です。	1年・3年	100万円以上 退職金受取金以内
	年金予約定期	当組合で年金をお受け取りの予約をいただいた方で、満55歳以上65歳未満の方に、上乗せした金利でお預け入れいただける定期預金です。	1年	1,000円以上 500万円以内
ケンシンWeb定期	インターネットバンキング契約をいただいている方で、インターネットバンキングからの申込に限り、上乗せした金利でお預け入れいただける定期預金です。	1年・3年	10万円以上	
財形	一般住宅年金	お勤め先の財形制度を通じて、給与やボーナスから自動天引きによりまとまった財産形成ができます。財形住宅預金と財形年金預金については、合算で元金550万円までは非課税です。	3年以上	1,000円以上
		5年以上		
		5年以上		

業務のご案内(融資業務)

個人ローン

種類	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証人
ケンシン住宅ローン	住宅の購入・新築・増改築等の資金にご利用いただくローンです。セカンドハウス・店舗付住宅にも対応しております。	10,000万円以内	50年以内	保証会社の保証 もしくは保証人1名
住宅ローン 「フラット35」	最長ご融資期間35年、全期間固定金利で安定した返済計画を立てることができるローンです。ご融資と同時に住宅ローン債務を住宅金融支援機構が買い取りを行います。お客さまのご返済や各種お手続きは、すべて当組合が行います。	8,000万円以内	35年以内	保証人不要。住宅金融支援機構が建物と敷地に第1順位の抵当権を設定させていただきます。
リフォームローン	住宅の増改築等に係る資金にご利用いただくローンです。	10万円～1,000万円	15年以内	保証会社の保証
フリーローン 「けんじん」	住宅ローンセット型のフリーローンです。	1,000万円以内	40年以内	保証人1名以上
お手軽ローン	当組合に給与振込を指定されている方限定の、保証人が不要でお手軽にお申込みいただけるローンです。	10万円～100万円以内	5年以内	不要
快速フリーローン	一般勤労者、年金受給者、パート、専業主婦など幅広い職種の個人の方のほか個人事業者の方の事業資金にもご利用いただける使いみち自由のローンです。	10万円～500万円以内	6か月～10年以内	保証会社の保証
フリーローン 「グッドチョイス」	ご融資利率は5段階、お使いみち自由。暮らしのプランに合わせてご利用いただくローンです。	10万円～1,000万円	10年以内	保証会社の保証
奨学ローン	入学金・授業料や在学中に必要な費用にご利用いただくローンです。	10万円～1,000万円	15年以内	保証会社の保証
カーライフローン	自家用車購入・修理・車検等にご利用いただくローンです。	10万円～1,000万円	10年以内	保証会社の保証
シルバーライフローン	年金受給者の皆さまにご利用いただくローンです。	10万円～100万円	5年以内	保証会社の保証
サポーターズローン	お使い道自由なローンです。(パートナー企業の従業員の皆さまには優遇があります。)	500万円以内	10年以内	保証人1名
F P ローン	複数のローンをまとめて借り換え、返済額軽減を目的としたローンです。(パートナー企業の従業員の皆さまには優遇があります。)	500万円以内	10年以内	保証人1名以上
ケンシンカードローン 「けんじん」	お使いみち自由で繰り返し利用可能なカードローンです。	100万円以内	3年毎に自動更新	原則不要
パックアルファ	お使いみち自由。総合口座にご融資枠30万円をセットしたローンです。	30万円	3年毎に自動更新	保証会社の保証

事業者向け融資

種類	資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間
ビジネスカードローン	カード1枚で簡単にご利用いただける事業者の皆さまの専用カードローンです。	100万円～2,000万円	1年もしくは2年(更新可)
ゆうゆうカードローン	中小零細事業者の皆さまの経営に必要な事業資金を繰り返しご利用いただけるカードローンです。	新規先1,000万円以内 既存先5,000万円以内	2年(更新可)
創業支援ローン	新事業、新分野進出を予定または開始後1年以内の法人・個人事業主を対象としたローンです。	1,000万円以内	運転7年・ 設備10年以内
創業夢サポート	創業支援ローンに加え、当組合・日本政策金融公庫・ひろしま産業振興機構の三者が連携し、各機関の持つ創業計画策定支援メニューや創業後のサポートメニューを提供いたします。	1,000万円以内	15年以内
地域活性化ローン	日本政策金融公庫との連携によるCLO(ローン担保証券)スキームを活用したローンです。	500万円～3,000万円	5年(据置期間あり)
無担保スピード保証	地域中小企業の皆さまの新規に必要な運転資金や設備資金をご利用いただける無担保の事業者ローンです。	3,000万円以内	10年以内
ビジネスローン「新戦力」	当組合と新規に取引を始められた事業者向け無担保ローンです。	2,000万円以内	10年以内
経営サポートOKローン	経営改善支援指定先への新規貸出および既存債務の集約を目的としたローンです。	1,000万円以内 および既存債務集約	手形貸付:1年以内 証書貸付:15年以内
商売安定	中小零細事業者の皆さまの安定した資金繰りをお手伝いする無担保の事業者ローンです。	100万円～1,000万円	6か月～7年以内
水軍ローン	尾三地区で造船関連業を営む皆さまの経営に必要な運転資金を無担保でご利用いただけるローンです。	100万円～2,000万円	6か月～5年以内
青果組合員特別資金	青果組合員の皆さま限定の無担保の事業者ローンです。	100万円～1,000万円	6か月～7年以内
広島県医師会・歯科医師会 制度融資	広島県医師会・広島県歯科医師会と提携した、医師会・歯科医師会の会員である開業医またはその勤務医およびそのご家族の方が必要な資金にご利用いただける融資制度です。	平均月収の15倍 以内(住宅資金は 6,000万円以内)	運転10年・教育15年・ 設備30年・住宅35年 以内

業務のご案内（その他）

インターネットバンキング

当組合の営業エリアにお住まいもしくは職場がある個人のお客さま、および当組合の営業エリアで事業を営んでおられる法人・個人事業主さまで、当組合の普通預金または当座預金をお持ちの方、ならびにインターネットに接続可能なパソコンおよびEメールアドレスをお持ちの方はインターネットバンキングにお申込みいただけます。

インターネットバンキングにお申込み後、ご自宅および事業所のパソコン等からご契約口座の「照会」、「振込・振替」、「定期預金」、「データ伝送」、「税金・各種料金の払込（ペイジー）」のサービスをご利用いただけます。

セキュリティについて

- 不正送金やフィッシングの脅威からお客さまを守るPhishWallプレミアムを採用しています。
- パスワードの漏えいを防ぐため、ワンタイムパスワード（ハードウェアトークン・ソフトウェアトークン）を採用しています。パスワードはソフトウェアキーボードで入力してください。（注1）
- なりすましなど、第三者による不正利用を防止することができる電子証明書を採用しています。（注2）

※（注1）法人の方は、事前申込が必要です。

※（注2）法人の方のみご利用でき、事前申込が必要です。

照会	残高照会	最新の残高がご照会いただけます。
	入出金明細照会	3か月前からの明細がご照会いただけます。
振込・振替	即時・予約	窓口に出向くことなく、資金移動ができます。法人の予約は、28日先までご指定いただけます。個人の予約は、15営業日先までご指定いただけます。
		個人のお客さまを対象に、窓口に出向くことなく、インターネットバンキング専用の定期預金をご契約いただけます。
定期預金	預入 解約 照会	複数の資金移動が同時にできるサービスです。予約は、25営業日先までご指定いただけます。
データ伝送	総合振込 給与（賞与） 振込・予約	ご自宅に届いた税金や国民年金保険料などの納付書にペイジーマークが入っている場合、窓口に出向くことなく、インターネットバンキングにより手数料無料で払込ができます。また、支払方法に「ペイジー」があるネットショップで取扱金融機関に当組合がある場合、手数料無料で払込ができます。
税金・各種料金の払込（ペイジー）	ペイジー収納サービス 	

インターネットバンキング「API連携サービス」

ケンシンインターネットバンキングの代表口座およびサービス口座として登録済の普通預金または当座預金を、API連携事業者が提供する家計簿アプリやクラウド会計ソフト等と連携することができます。連携することにより、家計簿アプリやクラウド会計ソフト等に口座残高や入出金明細を自動反映することができます。API連携が可能なサービスについては、ホームページで内容をご確認ください。

※ <https://www.hiroshima-kenshin.co.jp/>

スマートフォン「しんくみアプリ with CRECO」

キャッシュカード発行済の普通預金をお持ちの個人のお客さま向けに、無料でご利用いただけるスマートフォンアプリの取り扱いを開始しました。（通信費用はお客さまのご負担となります。）普通預金の残高・入出金明細、定期預金明細、各種クレジットカードのご利用状況などお手軽に便利にご覧いただけます。

でんさいネット

全国銀行協会が設立した「でんさいネット（株式会社全銀電子債権ネットワーク）」において「でんさい（電子記録債権）」による決済や譲渡、割引手形などの各種取引を取り扱っております。

内国為替業務

ケンシンの本支店はもちろん、国内金融機関どこでも正確・迅速にご送金・お振り込みをいたします。

外国為替業務

全国信用協同組合連合会を介して、海外への送金を行っております。ご利用の際は、お近くの窓口へお問い合わせください。

公共事業の前払金制度

西日本建設業保証株式会社（保証会社）との間に締結された契約に基づき、建設業の皆さまに保証会社の保証を条件として、着工時に請負代金の前払いをする制度を取り扱っております。運転資金の効率的な運用方法としてご利用ください。

しんくみ経営者年金

財形年金や税制適格企業年金の対象にならない経営者の皆さまに、ゆとりある老後をお過ごしいただくために、信用組合独自の「しんくみ経営者年金」を取り扱っております。将来の生活設計に合わせてプランを選択でき、各種税務上の特典もあります。

代金回収サービス（HIT-LINE）

広島県内に本店のある金融機関のネットワーク網を利用し、お客さまの売上代金などあらゆる代金を預金口座振替により、クイックに回収する便利なサービスです。

定額自動送金サービス

家賃や駐車場代、各種会費のお支払、遠隔地のお子さまへのご送金など、毎月一定金額をご来店不要で自動送金できます。窓口でのお振込に比べて1回のご送金にかかる手数料がお安くなっております。

「PayPay」等との口座連携サービス

キャッシュカード発行済の普通預金口座をお持ちの個人のお客さまを対象として、QRコード決済サービス「PayPay」、「J-Coin Pay」、「Bank Pay」との口座連携サービスを取り扱っております。

ことら送金

株式会社ことらが提供する少額の個人間送金サービスであり、同社に加盟する金融機関の個人口座間において、スマートフォンアプリを利用して送金できるサービスです。預金口座をご利用の個人のお客さまは、スマホ決済サービス「Bank Pay」を通じて「ことら送金」をご利用いただけます。

国債窓販業務

新規に発行される利付国債（2年・5年・10年）および個人向け国債（3年固定金利型・5年固定金利型・10年変動金利型）の販売をしております。

保険窓販業務

損害保険代理店として、住宅ローンや賃貸物件関連の長期火災保険の取り扱いをしております。

全国キャッシュサービス（SANCS・MICS）

ケンシンのキャッシュカードは、全国の金融機関のATMでご利用いただけます。法人カードはセブン銀行のみご利用可能です。

デビットカードサービス

「J-Debit」の表示があるお店で、お買物やご飲食等のご利用代金を、ケンシンキャッシュカードにてお支払いいただけます。

e-Tax、eLTAXのご利用

「国税電子申告・納税システム（e-Tax イータックス）」、「地方税共通納税システム（eLTAX エルタックス）」で納付可能な税金を当組合の口座（普通預金、当座預金）から払込いただけます。

地方税統一QRコード納付

納付書に記載の地方税※QRコード（eL-QR）を窓口で読み込むことにより、地方税の納付ができるサービスです。
※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

「お客さま満足度アンケート」の実施結果

1 「お客さま満足度アンケート」の実施目的

お客さまの貴重なご意見・ご要望等をお聞かせいただき、より一層充実した商品・サービス等をご提供するために、「お客さま満足度アンケート」を実施させていただきました。

今後とも、定期的にアンケートを行うことにより、お客さま満足度の向上に努めてまいります。

2 「お客さま満足度アンケート」の実施概要

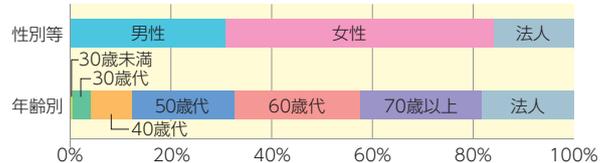
実施期間… 令和7年4月2日～令和7年4月17日

調査対象者… 当組合でお取引をいただいているお客さま(2,000名)

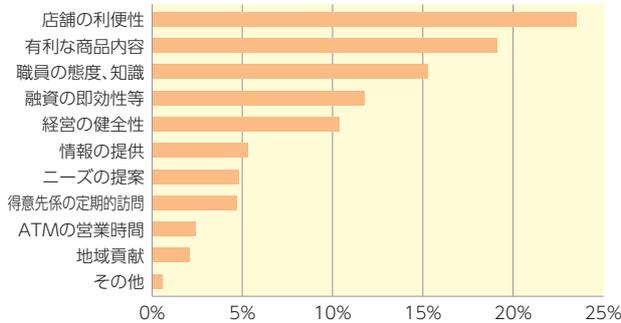
回収率… 33.65%(673名)

調査方法… 郵送および店頭配布

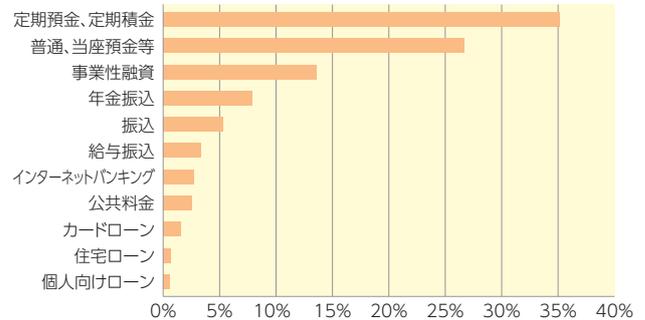
3 ご回答いただいたお客さまについて



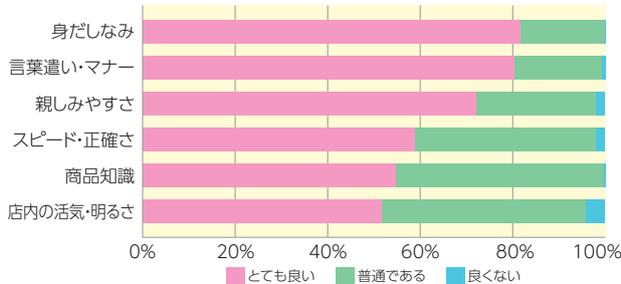
4 金融機関を選ぶ際、重視する点は何ですか？



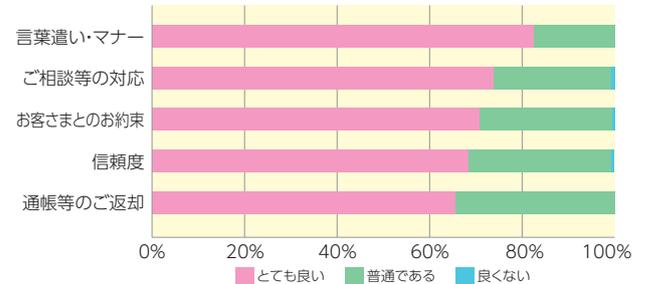
5 当組合では、主に何を利用されていますか？



6 利用店舗または窓口係の印象について



7 得意先係の印象について



アンケートの自由記述欄にいただいたご意見・ご要望を踏まえた取り組み

ご意見・ご要望	取り組み内容
当組合の利便性向上について	当組合のさらなる利便性向上のため、土曜日、日曜日・祝日にご利用いただける店舗ATMを3店舗増やし、令和7年度も6店舗増やしていく予定です。また、これまでセブン銀行では当組合個人キャッシュカードのみ利用可能でしたが、当組合法人キャッシュカードも利用いただけるようにいたしました。ほかにもスマホ決済サービス「BankPay」を通じて、株式会社ことらが提供する少額の個人間送金サービスである「ことらサービス」の取り扱いを開始しました。その他、店舗等の利便性向上につきましても、今後も計画的に実施し、お客さまにとって利用しやすい店舗となりますよう、努めてまいります。
商品のPRについて	当組合2大キャンペーン商品である「サンフレッチェ広島応援定期預金」と「ふるさと応援定期預金Let's暮(Go)」を主に、テレビおよびラジオCM、新聞広告、折込チラシ、携帯電話番号をご登録いただいたお客さまにはSMSによる商品のご案内を行い、たくさんのお客さまにお伝えできるよう努めております。加えて「サンフレッチェ広島応援定期預金」発売記念イベントを行い、テレビおよびラジオ放送でPRを行いました。当組合のホームページでも、定期的にキャンペーン商品をご案内させていただいております。お近くの店舗、または、フリーダイヤルでのご質問も受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

アンケート回答にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

皆さまからのご意見を真摯に受け止め、更にお客さまのお役に立てる金融機関を目指してまいります。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

貸借対照表

金額表示は、千円未満を切り捨てて表示しております。

科目	第71期	第72期	科目	第71期	第72期
	令和6年3月31日現在	令和7年3月31日現在		令和6年3月31日現在	令和7年3月31日現在
(資産の部)	千円	千円	(負債の部)	千円	千円
現金	2,211,499	2,513,375	預金積金	363,285,064	379,902,013
預け金	70,431,426	78,677,743	当座預金	3,618,066	3,814,705
有価証券	40,068,602	43,319,370	普通預金	81,958,666	83,440,273
国債	3,591,991	6,392,357	貯蓄預金	76,863	60,068
地方債	19,959,477	20,867,496	通知預金	246,708	277,108
社債	14,603,710	14,387,530	定期預金	264,939,832	281,522,380
株式	165,812	166,344	定期積金	7,301,817	6,896,098
その他の証券	1,747,611	1,505,642	その他の預金	5,143,110	3,891,378
貸出金	268,721,675	273,709,005	その他負債	1,767,922	2,245,154
割引手形	690,587	433,851	未決済為替借	158,871	146,485
手形貸付	30,967,709	28,011,196	未払費用	643,908	804,897
証書貸付	231,578,592	239,796,359	給付補填備金	7,516	7,337
当座貸越	5,484,785	5,467,598	未払法人税等	9,436	340,879
その他資産	1,875,389	1,812,689	前受収益	323,160	344,711
未決済為替貸	99,208	96,438	払戻未済金	224,554	191,255
全信組連出資金	1,074,200	1,074,200	職員預り金	243,774	230,974
前払費用	1,649	1,649	リース債務	16,461	14,037
未収収益	267,969	272,820	資産除去債務	45,971	46,471
その他の資産	432,362	367,580	その他の負債	94,265	118,103
有形固定資産	5,102,742	5,470,281	賞与引当金	80,020	80,696
建物	2,104,330	2,011,232	役員賞与引当金	4,225	4,923
土地	2,692,402	3,208,055	退職給付引当金	158,427	168,403
リース資産	24,117	22,911	役員退職慰労引当金	42,242	49,977
建設仮勘定	9,250	3,116	睡眠預金払戻損失引当金	16,774	3,170
その他の有形固定資産	272,642	224,964	偶発損失引当金	106,222	146,542
無形固定資産	63,364	97,868	再評価に係る繰延税金負債	338,127	333,738
ソフトウェア	49,154	83,659	債務保証	434,904	73,693
その他の無形固定資産	14,209	14,209			
繰延税金資産	529,594	739,812	負債の部合計	366,233,930	383,008,312
債務保証見返	434,904	73,693	(純資産の部)		
貸倒引当金	△ 3,710,897	△ 3,534,686	出資金	9,219,585	9,525,035
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,773,829)	(△ 1,266,109)	普通出資金	8,859,585	9,165,035
			その他の出資金	360,000	360,000
			資本剰余金	28,372	28,372
			その他資本剰余金	28,372	28,372
			利益剰余金	9,567,938	10,170,169
			利益準備金	3,500,000	3,900,000
			その他利益剰余金	6,067,938	6,270,169
			特別積立金	5,200,000	5,300,000
			(経営基盤整備積立金)	(1,900,000)	(2,000,000)
			当期末処分剰余金	867,938	970,169
			組合員勘定計	18,815,895	19,723,576
			その他有価証券評価差額金	△ 143,048	△ 662,778
			土地再評価差額金	821,522	810,043
			評価・換算差額等合計	678,474	147,264
			純資産の部合計	19,494,370	19,870,841
資産の部合計	385,728,300	402,879,154	負債及び純資産の部合計	385,728,300	402,879,154

損益計算書

金額表示は、千円未満を切り捨てて表示しております。

科目	第71期	第72期
	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日
	千円	千円
経常収益	6,552,626	7,038,363
資金運用収益	5,960,176	6,184,068
貸出金利息	5,561,888	5,696,955
預け金利息	106,512	178,487
有価証券利息配当金	219,619	262,731
その他の受入利息	72,156	45,894
役員取引等収益	422,511	444,618
受入為替手数料	72,350	75,162
その他の役員収益	350,160	369,455
その他業務収益	68,274	47,850
国債等債券償還益	—	203
その他の業務収益	68,274	47,647
その他経常収益	101,664	361,825
貸倒引当金戻入益	—	82,369
償却債権取立益	63,741	225,636
株式等売却益	—	13,450
その他の経常収益	37,922	40,369
経常費用	5,788,550	5,866,054
資金調達費用	465,885	658,787
預金利息	459,628	652,619
給付補填備金繰入額	4,137	4,152
その他の支払利息	2,119	2,014
役員取引等費用	363,948	415,951
支払為替手数料	34,995	37,472
その他の役員費用	328,952	378,478
その他業務費用	7,915	194
国債等債券償還損	443	66
その他の業務費用	7,471	128
経費	3,169,222	3,278,849
人件費	2,033,961	2,113,069
物件費	1,014,631	1,027,647
税金	120,628	138,132
その他経常費用	1,781,579	1,512,271
貸倒引当金繰入額	358,302	—
貸出金償却	1,095,819	1,207,444
株式等売却損	—	9,861
株式等償却	11,458	6,377
その他資産償却	46,941	47,169
その他の経常費用	269,057	241,417
経常利益	764,076	1,172,309

科目	第71期	第72期
	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日
	千円	千円
特別利益	36,323	12,651
固定資産処分益	8,363	12,651
子会社清算益	27,959	—
特別損失	19,524	33,341
固定資産処分損	19,524	6,705
減損損失	—	26,636
税引前当期純利益	780,875	1,151,619
法人税、住民税及び事業税	5,986	354,817
法人税等調整額	59,182	△ 15,882
法人税等合計	65,169	338,934
当期純利益	715,705	812,684
繰越金(当期首残高)	200,521	146,005
再評価差額金取崩額	△ 48,289	11,479
当期末処分剰余金	867,938	970,169

剰余金処分計算書

科目	第71期	第72期
	令和5年4月1日 ～令和6年3月31日	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日
	千円	千円
当期末処分剰余金	867,938	970,169
当期末処分剰余金処分額	721,932	828,084
利益準備金	400,000	500,000
普通出資配当	221,932	228,084
(年2.5%)	(年2.5%)	(年2.5%)
特別積立金	100,000	100,000
(経営基盤整備積立金)	(100,000)	(100,000)
繰越金(当期末残高)	146,005	142,084

法定監査の状況

貸借対照表、損益計算書及び注記につきましては、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の8第3項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

私は、当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第72期の事業年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書の適正性および同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月16日 広島県信用組合

理事長 深山春幸

注記事項

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券については、原則として時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

評価差額	1,143百万円
再評価に係る繰延税金負債	333百万円
土地再評価差額金	810百万円

 - 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
 - 当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 843百万円
 - 当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 1,987百万円
 - 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第4項に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は△496百万円となっております。

- 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は、建物30年～39年、その他は3年～18年となっております。
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合における5年以内の利用可能期間に基づいて償却しております。
- 外貨建の資産（外国通貨）は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）の債権については、下記部分直接償却額減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店が第1次査定を実施し、営業担当部署から独立した経営支援部が第2次査定を行い、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額及び上記個別貸倒引当金計上額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。

破綻先及び実質破綻先に対する部分直接償却額 1,561百万円
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、内規に基づく自己都合退職による当期必要支給額相当額を計上しております。

当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当組合が加入していた全国信用組合厚生年金基金は、令和3年2月23日付で代行返上・DB移行に係る厚生労働大臣の認可を受け令和3年3月1日付で解散しました。また、同日に全国信用組合企業年金基金が設立され、当組合は全国信用組合企業年金基金に加入しました。

当該企業年金制度に関する事項は次のとおりであります。

 - 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）

年金資産の額	249,416百万円
年金財政計算上の数理債務の額	211,033百万円
差引額	38,382百万円
 - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）1.987%
 - 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円及び別途積立金48,278百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間8年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、特別掛金25百万円を費用処理しております。なお、（特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給付の額に乗じることで算定されるため。）上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 収益の計上方法について、役員取引等収益は役員提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
- 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、

翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 3,534百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7に記載しております。主要な仮定は「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であり、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類等における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

17 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であります。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。なお、為替の変動リスクに晒される外貨建有価証券については、当組合は保有していません。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、融資審査会や定期的な常勤理事会を開催し、審議・報告を行っております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には、経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を統合的に把握し、月次ペースで常勤理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、余資運用方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、経営企画部で市場環境や財務状況などをモニタリングしています。これらの情報は経営企画部を通じ、常勤理事会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて）それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

さらに、「有価証券」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当組合のVaRは分散共分散法（保有期間6カ月、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、令和7年3月31日現在で市場リスク量（損失額の推定値）は、有価証券で1,311百万円であります。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

18 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておりません。また、重要性に乏しい科目については、記載を省略しております。

	(単位：百万円)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	78,677	77,938	△ 738
(2) 有価証券	43,203	42,663	△ 540
満期保有目的	10,253	9,713	△ 540
その他の有価証券 (*3)	32,949	32,949	—
(3) 貸出金 (*1)	273,709		
貸倒引当金 (*2)	△ 3,534		
	270,174	269,974	△ 200
金融資産計	392,055	390,576	△ 1,479
(1) 預金積金	379,902	376,169	△ 3,732
金融負債計	379,902	376,169	△ 3,732

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額の時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

市場価格のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割

り引いた現在価値を算定しております。

なお、預け金のうち仕組預け金については、取引金融機関から提示された価格によっております。

- (2) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。
- (3) 貸出金
貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。
- ①6か月以上延滞債権については、その帳簿価額
②①以外の債権については、貸出金の期間に基づき区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(OISレート等)で割り引いた価額
なお、仕組貸出については、取引金融機関から提示された価格によっております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

- (注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	62
全信組連出資金等 (*1)	1,074
組合出資金 (*2)	53
合 計	1,189

(*1) 非上場株式及び全信組連出資金等については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。

- 19 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下23まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	290	292	2
地方債	—	—	—
社 債	—	—	—
その他	—	—	—
小 計	290	292	2

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	5,616	5,282	△ 334
地方債	4,346	4,138	△ 207
社 債	—	—	—
その他	—	—	—
小 計	9,963	9,420	△ 542
合 計	10,253	9,713	△ 540

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	104	75	29
債 券	1,731	1,707	24
国 債	205	202	2
地方債	316	299	16
社 債	802	800	2
その他	406	404	2
その他	1,045	994	51
小 計	2,881	2,776	104

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	—	—	—
債 券	30,068	31,089	△ 1,020
国 債	279	297	△ 18
地方債	16,204	16,899	△ 695
社 債	13,585	13,892	△ 307
その他	—	—	—
その他	—	—	—
小 計	30,068	31,089	△ 1,020
合 計	32,949	33,866	△ 916

- 20 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

- 21 当事業年度中に売却したその他有価証券は、次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
116百万円	13百万円	9百万円

- 22 当事業年度中に保有目的を変更した債券はありません。

- 23 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は、次のとおりであります。(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	4,294	17,214	16,695	3,850
国 債	—	500	3,584	2,307
地方債	2,296	6,911	11,659	—
社 債	1,797	9,802	1,244	1,542
その他	200	—	206	—
その他	—	—	—	—
合 計	4,294	17,214	16,695	3,850

- 24 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	798百万円
危険債権額	2,903百万円
三月上延滞債権額	205百万円
貸出条件緩和債権	7,774百万円
合計額	11,681百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取扱いを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 25 手形割引は、業種別監査委員会報告書第24号に基づき金融取引として処理しております。

これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は433百万円であり、

- 26 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、19,210百万円であり、

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高のものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相手が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産、有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定められている当組合内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- 27 有形固定資産の減価償却累計額 3,438百万円

- 28 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 61百万円

- 29 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,133	百万円
貸出金償却損金算入限度超過額	11	百万円
減価償却超過額	117	百万円
退職給付引当金	46	百万円
賞与引当金	22	百万円
役員退職慰労引当金	13	百万円
偶発損失引当金	40	百万円
未払事業税	22	百万円
その他有価証券評価差額	253	百万円
その他	36	百万円
繰延税金資産小計	1,698	百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 952	百万円
繰延税金資産合計	745	百万円
繰延税金負債		
その他	6	百万円
繰延税金負債合計	6	百万円
繰延税金資産の純額	739	百万円

〔所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.37%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は8百万円増加し、法人税等調整額は8百万円減少しております。

- 30 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産に対応する資産 預け金 15,000百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引、日本銀行歳入復代理店取引のために預け金3,106百万円を担保として提供しております。

- 31 出資1口当たりの純資産額は、1,084円5銭です。

- 32 その他の出資金360百万円は、平成13年3月31日に当組合が発行した優先出資金を、平成22年10月1日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律第15条第1項第1号の規程に基づき消却したことにより、その他の出資金に振り替えられたものであります。

損益計算書の注記事項

- 1 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

- 2 出資1口当たりの当期純利益 44円11銭(期中平均出資口数に基づいて算出しております。)

- 3 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は、323,870千円であります。

- 4 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

- 5 当事業年度において、店舗の移転に伴い投資額の回収が見込めなくなった以下の資産及び資産グループについては帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額26,636千円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失(千円)
広島市内	営業用店舗	土地	15,868
		建物	10,755
		その他の有形固定資産	12

営業店舗資産のグルーピング方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位(但し、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)で行っております。遊休資産等については、各々独立した単位として取扱っております。

減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は時価評価から処分費用見込額を控除して算定しております。

損益の状況

◆運用勘定・調達勘定の平均残高、利息、利回り

(単位: 百万円)

項目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	377,322	5,960	1.57%	386,709	6,184	1.59%
うち貸出金	265,279	5,561	2.09%	272,698	5,696	2.08%
うち預け金	71,267	106	0.14%	70,907	178	0.25%
うち有価証券	39,701	219	0.55%	42,162	262	0.62%
資金調達勘定	360,016	465	0.12%	369,522	658	0.17%
うち預金積金	359,363	463	0.12%	369,266	656	0.17%
うち借入金	388	—	0.00%	—	—	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和5年度8百万円、令和6年度15百万円)を控除して表示しております。
なお、金銭信託等運用見合額および金銭信託等運用見合費用はありません。

◆業務粗利益および業務純益等

(単位: 千円)

項目	令和5年度	令和6年度
資金運用収益	5,960,176	6,184,068
資金調達費用	465,885	658,787
資金運用収支	5,494,291	5,525,281
役務取引等収益	422,511	444,618
役務取引等費用	363,948	415,951
役務取引等収支	58,562	28,667
その他業務収益	68,274	47,850
その他業務費用	7,915	194
その他の業務収支	60,359	47,656
業務粗利益	5,613,213	5,601,604
業務粗利益率	1.48%	1.44%
業務純益	2,191,154	2,322,755
実質業務純益	2,443,991	2,322,755
コア業務純益	2,444,435	2,322,617
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	2,444,435	2,322,617

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和5年度・令和6年度費用はともにありません。)を控除して表示しております。

- 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$
- 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
- 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
- コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債権損益

◆その他業務利益の内訳

(単位: 千円)

項目	令和5年度	令和6年度
その他業務収益	68,274	47,850
国債等債券償還益	—	203
国債等債券売却益	—	—
その他の業務収益	68,274	47,647
その他業務費用	7,915	194
国債等債券償還損	443	66
国債等債券売却損	—	—
その他業務費用	7,471	128
その他業務利益	60,359	47,656

◆役務取引の状況

(単位: 千円)

項目	令和5年度	令和6年度
役務取引等収益	422,511	444,618
受入為替手数料	72,350	75,162
その他の受入手数料	95,327	106,392
その他の役務収益	254,832	263,062
役務取引等費用	363,948	415,951
支払為替手数料	34,995	37,472
その他の支払手数料	1,391	1,015
その他の役務費用	327,560	377,462
役務取引等利益	58,562	28,667

◆受取利息および支払利息の増減

(単位: 千円)

項目	令和5年度	令和6年度
受取利息の増減	283,877	223,891
支払利息の増減	15,988	192,901

◆経費の内訳

(単位: 千円)

項目	令和5年度	令和6年度
人件費	2,033,961	2,113,069
報酬給料手当	1,662,238	1,731,882
退職給付費用	96,019	98,100
その他	275,703	283,086
物件費	1,014,631	1,027,647
事務費	346,924	385,908
固定資産費	174,407	186,575
事業費	107,465	101,123
人事厚生費	42,817	39,718
減価償却費	292,290	262,913
その他	50,726	51,408
税金	120,628	138,132
経費合計	3,169,222	3,278,849

営業の状況

預金業務

◆預金種目別平均残高

(単位:百万円)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	90,209	25.10%	90,610	24.54%
定 期 性 預 金	268,526	74.72%	278,064	75.30%
うち定期積金	7,660	2.13%	7,005	1.90%
そ の 他 の 預 金	627	0.17%	591	0.16%
合 計	359,363	100.00%	369,266	100.00%

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
3. その他の預金 = 別段預金 + 納税準備預金

◆預金者別残高

(単位:百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	311,358	85.71%	325,702	85.73%
法 人	51,926	14.29%	54,199	14.27%
一般法人	40,365	11.11%	42,396	11.16%
金融機関	5,120	1.41%	3,849	1.01%
公 金	2,213	0.61%	3,628	0.95%
そ の 他	4,227	1.16%	4,324	1.14%
合 計	363,285	100.00%	379,902	100.00%

◆定期預金種類別残高

(単位:百万円)

科 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固 定 金 利	264,938	100.00%	281,521	100.00%
変 動 金 利	1	0.00%	1	0.00%
そ の 他	—	—	—	—
合 計	264,939	100.00%	281,522	100.00%

◆財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
財形貯蓄残高	93	98

営業の状況

諸比率

◆総資産利益率

項 目	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.19%	0.29%
総資産当期純利益率	0.18%	0.20%

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

◆総資金利鞘

項 目	令和5年度	令和6年度
資金運用利回(a)	1.57%	1.59%
資金調達原価率(b)	1.00%	1.06%
総資金利鞘(a-b)	0.56%	0.53%

(注) 資金運用利回 = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用} - \text{金銭の信託運用見合費用} + \text{経費}}{\text{資金調達勘定平均残高}} \times 100$

◆預貸率および預証率

項 目	令和5年度	令和6年度	
預 貸 率	(期 中 平 均)	73.81%	73.84%
	(期 末)	73.96%	72.04%
預 証 率	(期 中 平 均)	11.04%	11.41%
	(期 末)	11.02%	11.40%

◆常勤役員1人当たりの預金および貸出金残高

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
常勤役員1人当たりの預金残高	1,142	1,225
常勤役員1人当たりの貸出金残高	845	882

◆1店舗当たりの預金および貸出金残高

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
1店舗当たりの預金残高	15,136	15,829
1店舗当たりの貸出金残高	11,196	11,404

営業の状況

◆貸出金種類別平均残高

(単位:百万円)

科目	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	1,040	0.39%	464	0.17%
手形貸付	32,595	12.29%	30,243	11.09%
証書貸付	226,646	85.44%	236,551	86.74%
当座貸越	4,997	1.88%	5,439	1.99%
合計	265,279	100.00%	272,698	100.00%

◆貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
固定金利貸出	83,708	31.15%	70,119	25.62%
変動金利貸出	185,013	68.85%	203,590	74.38%
合計	268,721	100.00%	273,709	100.00%

◆消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	6,318	9.33%	6,327	8.89%
住宅ローン	61,398	90.67%	64,876	91.11%
合計	67,716	100.00%	71,203	100.00%

◆貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円)

業種別	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	11,105	4.13%	11,110	4.06%
農業、林業	302	0.11%	233	0.09%
漁業	195	0.07%	195	0.07%
鉱業、採石業、砂利採取業	3	0.00%	—	0.00%
建設業	25,663	9.55%	24,062	8.79%
電気・ガス・熱供給・水道業	498	0.19%	1,298	0.47%
情報通信業	264	0.10%	261	0.10%
運輸業、郵便業	9,013	3.35%	7,873	2.88%
卸売業、小売業	15,858	5.90%	15,232	5.57%
金融業、保険業	3,158	1.18%	3,163	1.16%
不動産業	91,357	34.00%	94,872	34.66%
物品賃貸業	313	0.12%	282	0.10%
学術研究・専門技術サービス	3,279	1.22%	3,250	1.19%
宿泊業	3,161	1.18%	3,288	1.20%
飲食業	4,130	1.54%	3,871	1.41%
生活関連サービス業、娯楽業	4,850	1.80%	5,089	1.86%
教育、学習支援業	791	0.29%	560	0.20%
医療、福祉	5,298	1.97%	5,403	1.97%
その他のサービス業	9,463	3.52%	9,332	3.41%
その他の産業	449	0.17%	467	0.17%
小計	189,158	70.39%	189,852	69.36%
地方公共団体	1,033	0.38%	1,091	0.40%
個人	78,529	29.22%	82,764	30.24%
合計	268,721	100.00%	273,709	100.00%

◆貸出金使途別残高

(単位:百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	96,000	35.72%	91,466	33.42%
設備資金	172,721	64.28%	182,242	66.58%
合計	268,721	100.00%	273,709	100.00%

◆貸出金担保別残高

(単位:百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	1,160	0.43%	897	0.33%
有価証券	36	0.01%	32	0.01%
動産	1,405	0.52%	1,248	0.46%
不動産	183,381	68.24%	186,060	67.98%
その他	—	0.00%	—	0.00%
小計	185,983	69.21%	188,239	68.77%
保証協会・保証会社	45,067	16.77%	48,931	17.88%
保証人	29,940	11.14%	25,051	9.15%
信用	7,729	2.88%	11,486	4.20%
合計	268,721	100.00%	273,709	100.00%

◆代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
(株)商工組合中央金庫	25	20
(株)日本政策金融公庫	29	13
(独)住宅金融支援機構	1,457	1,131
(独)福祉医療機構	2	1
その他	—	—
合計	1,514	1,166

(注) 住宅金融支援機構の残高には、年金併せ貸を含みます。

◆貸倒引当金の残高

(単位:百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	金額	増減額	金額	増減額
一般貸倒引当金	1,937	252	2,268	331
個別貸倒引当金	1,773	△36	1,266	△507
合計	3,710	215	3,534	△176

◆貸出金償却額

(単位:百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	金額	増減額	金額	増減額
貸出金償却額	1,095	398	1,207	111

◆協金法開示債権（リスク管理債権）および金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分	年 度	残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 率 (B+C)/(A)	引 当 率 C/(A-B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	529	438	90	100.00%	100.00%	
	令和6年度	798	673	125	100.00%	100.00%	
危 険 債 権	令和5年度	3,932	1,127	1,682	71.46%	60.00%	
	令和6年度	2,903	1,002	1,140	73.80%	60.00%	
要 管 理 債 権	令和5年度	7,848	2,558	953	44.74%	18.02%	
	令和6年度	7,979	2,398	1,169	44.71%	20.94%	
	三月以上延滞債権	令和5年度	108	50	13	58.60%	22.69%
		令和6年度	205	112	30	69.54%	32.48%
	貸出条件緩和債権	令和5年度	7,739	2,507	940	44.55%	17.97%
		令和6年度	7,774	2,286	1,138	44.05%	20.75%
小 計	令和5年度	12,309	4,123	2,727	55.65%	33.31%	
	令和6年度	11,681	4,074	2,435	55.72%	32.01%	
正 常 債 権	令和5年度	257,012					
	令和6年度	262,220					
合 計	令和5年度	269,321					
	令和6年度	273,902					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
 3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
 6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
 7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
 9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。
 10. 金額は決算後（償却後）の計数です。なお資産の自己査定により「実質破綻先」及び「破綻先」と判断した先のIV分類（1,561百万円）について、部分直接償却を実施しております。

◆内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
送金・振込	他の金融機関向け	291,339	220,473	299,636	231,919
	他の金融機関から	301,386	228,824	308,179	247,132
代金取立	他の金融機関向け	2	1	6	17
	他の金融機関から	24	6	19	11

◆外国為替取扱高

(単位：米ドル)

項 目	令和5年度	令和6年度
買 易	輸 出	—
	輸 入	—
	買 易 外	17,541
合 計	17,541	—

◆外貨建資産残高

残高はございません。

◆有価証券種類別平均残高

(単位：百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	2,956	7.45%	4,523	10.73%
地方債	19,501	49.12%	20,914	49.60%
社債	14,935	37.62%	14,944	35.44%
株式	130	0.33%	140	0.33%
その他の証券	2,177	5.48%	1,639	3.89%
合計	39,701	100.00%	42,162	100.00%

(注) 当組合は、商品有価証券を保有していません。

◆有価証券種類別・残存期間別残高

(単位：百万円)

	令和5年度						令和6年度					
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	種類別合計	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	種類別合計
国債	500	212	1,175	1,703	—	3,591	—	500	3,584	2,307	—	6,392
地方債	1,002	6,587	11,738	631	—	19,959	2,296	6,911	11,659	—	—	20,867
社債	3,702	7,861	1,178	1,860	—	14,603	1,797	9,802	1,244	1,542	—	14,387
株式	—	—	—	—	165	165	—	—	—	—	166	166
その他の証券	200	301	210	—	1,035	1,747	200	—	206	—	1,098	1,505
合計	5,405	14,963	14,302	4,196	1,200	40,068	4,294	17,214	16,695	3,850	1,265	43,319

◆有価証券の時価等情報

○満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	687	690	2	290	292	2
	地方債	850	854	4	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	1,537	1,544	7	290	292	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,901	1,844	△56	5,616	5,282	△334
	地方債	1,095	1,085	△9	4,346	4,138	△207
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	2,997	2,930	△66	9,963	9,420	△542
合計	4,534	4,475	△59	10,253	9,713	△540	

(注) 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。

○その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	105	75	30	104	75	29
	国債	712	704	8	205	202	2
	地方債	4,376	4,299	77	316	299	16
	社債	3,716	3,700	16	802	800	2
	その他	1,432	1,376	56	1,452	1,398	53
小計	10,344	10,156	188	2,881	2,776	104	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	国債	289	296	△6	279	297	△18
	地方債	13,636	13,900	△263	16,204	16,899	△695
	社債	10,887	10,998	△111	13,585	13,892	△307
	その他	261	266	△5	—	—	—
小計	25,075	25,461	△386	30,068	31,089	△1,020	
合計	35,419	35,617	△197	32,949	33,866	△916	

(注) 1. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
2. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含んでおりません。

○市場価格のない株式および組合出資金

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	60	62
全信組連出資金等	1,074	1,074
組合出資金	53	53
合計	1,187	1,189

(注) 1. 非上場株式及び全信組連出資金等については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
2. 当事業年度において、非上場株式について3百万円減損処理を行っております。
3. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

◆商品有価証券の種類別平均残高

残高はございません。

◆公共債窓販実績

(単位：百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
国債	7	132

◆公共債引受額

該当はございません。

◆先物取引の時価情報

残高はございません。

◆オプション取引の時価情報

残高はございません。

◆オフバランス取引の状況

残高はございません。

(注) オフバランス取引とは、金利スワップ・通貨スワップ・先物外国為替取引・金利オプション(買)・通貨オプション(買)・その他金融派生商品を行います。

自己資本の充実の状況について

I. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	18,593	19,495
うち、出資金及び資本剰余金の額	9,247	9,553
うち、利益剰余金の額	9,567	10,170
うち、外部流出予定額 (△)	221	228
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,043	2,415
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,043	2,415
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格引当金調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	20,637	21,910
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	45	70
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	45	70
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	45	70
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	20,591	21,839
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	234,180	236,134
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,218	10,609
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	244,399	246,744
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.42%	8.85%

(注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 「うち、一般貸倒引当金コア資本算入額」には、偶発損失引当金のうち、一般貸倒引当金に準じるものを含んでおります。

自己資本の充実の状況について

II. 定量的な開示事項

◆自己資本の充実度に関する事項

(単位: 百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	234,180	9,367	236,134	9,445
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	233,029	9,321	234,616	9,384
(i) ソブリン向け	1,450	58	1,591	63
(ii) 金融機関向け	15,020	600	17,315	692
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			890	35
(iii) カバード・ボンド向け			—	—
(iv) 法人等向け	56,314	2,252	61,060	2,442
(v) 中小企業等・個人向け	47,930	1,917		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			31,880	1,275
トランザクター向け			128	5
(vii) 抵当権付住宅ローン	9,737	389		
(viii) 不動産取得等事業向け	87,401	3,496		
(ix) 不動産関連向け			101,137	4,045
自己居住用不動産等向け			24,890	995
賃貸用不動産向け			7,180	287
事業用不動産関連向け			69,066	2,762
その他不動産関連向け			—	—
ADC向け			—	—
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			1,401	56
(xi) 三月以上延滞等	471	18		
(xii) 延滞等向け			11,194	447
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			796	31
(xiv) 出資等	53	2		
出資等のエクスポージャー	53	2		
重要な出資のエクスポージャー	—	—		
(xv) 株式等			190	7
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー			—	—
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本にかかる調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,074	42	1,074	42
(xix) その他	13,574	542	6,972	278
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,150	46	1,518	60
ルック・スルー方式	1,150	46	1,518	60
マンドート方式	—	—	—	—
熾然性方式(250%)	—	—	—	—
熾然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④ 未決済取引	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑤ CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑥ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,218	408	10,609	424
BI			7,073	
BIC			848	
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	244,399	9,775	246,744	9,869

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 6. 「その他」とは、(i) ~ (xviii) に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
 8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。(令和5年度計数)。
 (オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法)

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

 9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
 10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)

◆信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高 (業種別および残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上 延滞 エクスポー ジャー	延滞 エクスポー ジャー
	エクスポージャー 区分		貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		その他			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
国 内	388,726	406,007	269,156	273,782	38,155	41,647	—	—	81,414	90,576	934	10,104
国 外	712	406	—	—	712	406	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	389,439	406,413	269,156	273,782	38,867	42,054	—	—	81,414	90,576	934	10,104
製 造 業	16,558	16,156	11,295	11,154	5,263	5,002	—	—	—	—	83	1,601
農 業、林 業	302	233	302	233	—	—	—	—	—	—	—	36
漁 業	195	195	195	195	—	—	—	—	—	—	—	4
鉱業、採石業、砂利採取業	3	—	3	—	—	—	—	—	—	—	3	—
建 設 業	26,260	24,754	25,663	24,062	596	691	—	—	—	—	114	1,206
電気、ガス、熱供給、水道業	2,688	2,767	498	1,298	2,084	1,365	—	—	105	104	—	—
情 報 通 信 業	667	856	264	261	398	591	—	—	4	4	9	17
運 輸 業、郵 便 業	9,728	8,663	9,039	7,894	688	769	—	—	—	—	28	488
卸 売 業、小 売 業	16,653	16,113	15,858	15,232	794	881	—	—	0	0	57	927
金 融 業、保 険 業	77,969	86,270	3,158	3,163	3,208	3,258	—	—	71,603	79,849	—	0
不 動 産 業	93,842	97,292	91,562	94,877	1,298	1,369	—	—	981	1,045	61	591
物 品 賃 貸 業	313	282	313	282	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	3,279	3,250	3,279	3,250	—	—	—	—	—	—	26	382
宿 泊 業	3,161	3,288	3,161	3,288	—	—	—	—	—	—	1	837
飲 食 業	4,130	3,970	4,130	3,871	—	98	—	—	—	—	0	286
生活関連サービス業、娯楽業	4,958	5,187	4,859	5,089	99	97	—	—	—	—	184	288
教育、学習支援業	791	560	791	560	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	5,497	5,602	5,298	5,403	199	198	—	—	—	—	—	1,742
その他のサービス	9,575	9,346	9,463	9,332	99	—	—	—	11	13	148	564
その他の産業	546	562	449	467	97	95	—	—	—	—	—	—
国・地公体等	25,072	28,727	1,033	1,091	24,038	27,635	—	—	—	—	—	—
個 人	78,535	82,768	78,535	82,768	—	—	—	—	—	—	216	1,127
そ の 他	8,708	9,559	—	—	—	—	—	—	8,708	9,559	—	—
業 種 別 合 計	389,439	406,413	269,156	273,782	38,867	42,054	—	—	81,414	90,576	934	10,104
1 年 以 下	93,060	84,830	40,952	36,854	5,405	4,294	—	—	46,701	43,681	—	—
1 年 超 3 年 以 下	34,468	41,704	10,271	9,114	9,197	8,590	—	—	15,000	24,000	—	—
3 年 超 5 年 以 下	17,197	23,564	9,431	12,940	5,765	8,624	—	—	2,000	2,000	—	—
5 年 超 7 年 以 下	25,390	25,817	19,282	17,657	6,108	7,159	—	—	—	1,000	—	—
7 年 超 1 0 年 以 下	35,279	37,877	27,084	27,342	8,194	9,535	—	—	—	1,000	—	—
10 年 超	165,828	173,573	161,632	169,722	4,196	3,850	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	18,214	19,046	500	150	—	—	—	—	17,713	18,895	—	—
残 存 期 間 別 合 計	389,439	406,413	269,156	273,782	38,867	42,054	—	—	81,414	90,576	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高のほか、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、預け金、投資信託、有形固定資産等の資産が含まれます。
 5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)

◆一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 (単位: 百万円)

		期首残高			期中増減額			期末残高		
		令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度	
一般貸倒引当金	令和5年度			1,684			252			1,937
	令和6年度			1,937			331			2,268
個別貸倒引当金	令和5年度			1,810			△ 36			1,773
	令和6年度			1,773			△ 507			1,266
合計	令和5年度			3,494			215			3,710
	令和6年度			3,710			△ 176			3,534

◆業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等 (単位: 百万円)

	期首残高		個別貸倒引当金				貸出金償却	
			当期増減額		期末残高			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製造業	257	363	105	△ 152	363	210	45	227
農業、林業	106	1	△ 104	0	1	1	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	1	1	△ 1	1	—	—	—
建設業	88	787	699	△ 465	787	322	112	895
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	3	9	5	48	9	57	—	3
運輸業、郵便業	68	9	△ 58	1	9	11	119	1
卸売業、小売業	159	66	△ 93	17	66	84	563	38
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	6
不動産業	91	54	△ 37	△ 24	54	29	—	66
物品賃貸業	20	—	△ 20	—	—	—	△ 35	—
学術研究、専門・技術サービス業	63	52	△ 10	△ 52	52	—	6	△ 6
宿泊業	88	1	△ 87	0	1	0	83	—
飲食業	59	67	7	0	67	67	45	7
生活関連サービス業、娯楽業	111	110	△ 0	△ 1	110	109	12	△ 5
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	474	—	△ 474	42	—	42	—	△ 105
その他のサービス	95	91	△ 4	21	91	113	61	19
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地公体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	122	156	34	58	156	215	80	59
合計	1,810	1,773	△ 36	△ 507	1,773	1,266	1,095	1,207

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地区別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位: 百万円)

	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,614	1,322	3,671	3,632	—	—
① ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
③ カバード・ボンド	—	—	—	—	—	—
④ 法人等向け	553	—	1,274	—	—	—
⑤ 中小企業等・個人向け	705	—	2,385	—	—	—
⑥ 中堅中小企業・個人向け	—	1,214	—	1,451	—	—
⑦ 抵当権付住宅ローン	27	—	—	—	—	—
⑧ 不動産取得等事業向け	326	—	11	—	—	—
⑨ 不動産関連向け	—	36	—	2,152	—	—
自己居住用不動産等向け	—	2	—	2,152	—	—
賃貸用不動産向け	—	4	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	30	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
⑩ 劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
⑪ 三月以上延滞等	—	—	1	—	—	—
⑫ 延滞等向け	—	63	—	16	—	—
⑬ 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	12	—	—
⑭ 出資等	—	—	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑮ 株式	—	—	—	—	—	—
⑯ その他	1	7	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構により保証されたエクスポージャー)を含みません。
3. 「その他」とは、①~⑯に区分されないエクスポージャーです。

◆リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付有り	格付無し
0%	3,553	33,469
10%	—	12,759
20%	56,238	24,499
35%	—	27,847
50%	12,613	412
75%	—	61,928
100%	376	153,089
150%	—	141
250%	—	—
1,250%	—	—
その他	—	625
合計	72,782	314,773

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

告示で定める リスク・ウェイト 区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	155,981	20	100%	155,954
40%~70%	58,639	3,332	9%	58,921
75%	40,855	14,292	1%	40,431
80%	—	—	—	—
85%	60,535	1,459	12%	60,165
90%~100%	21,346	98	7%	21,332
105%~130%	50,873	—	—	50,843
150%	8,916	7	10%	8,853
250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	397,148	19,210	4%	396,502

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後および信用リスク削減手法の効果を実算する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掛ける額で算出した値のことです。

◆リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	825	994
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

◆派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当はございません。

◆標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	2,513	—	2,513	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,413	—	6,413	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	22,429	—	22,429	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	300	—	300	—	30	10%
地方三公社向け	1,067	—	1,067	—	213	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	83,400	—	83,400	—	17,315	21%
(第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	3,403	—	3,403	—	890	26%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	77,279	1,465	76,729	180	61,060	79%
(特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	43,355	17,709	42,696	468	31,880	74%
(トランザクター向け)	—	3,325	—	285	128	45%
不動産関連向け	128,770	—	128,734	—	101,137	79%
(自己居住用不動産等向け)	52,044	—	52,042	—	24,890	48%
(賃貸用不動産向け)	10,740	—	10,736	—	7,180	67%
(事業用不動産関連向け)	65,986	—	65,956	—	69,066	105%
(その他不動産関連向け)	—	—	—	—	—	—
(ADC向け)	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	1,401	—	1,401	—	1,401	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	8,116	15	8,052	1	11,194	139%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	809	—	809	—	796	98%
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	21,098	20	21,090	20	1,347	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式	190	—	190	—	190	100%
合計	—	—	—	—	226,569	—

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。
 3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を、CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)

◆標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	2,513	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,413	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	22,429	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	1,067	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	77,253	—	6,043	—	—	—	—	—	104	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	1,301	—	2,101	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	4,399	—	—	—	—	—	—	—	—	6,610	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	328	—	—	—	—	—	—	—	285	2,770	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	285	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	2,736	1,906	8,906	—	542	—	8,140	—	2,457	16,384	—	2,069	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	2,736	1,906	7,444	—	—	—	8,140	—	—	16,384	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	1,462	—	542	—	—	—	2,457	—	—	2,069	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	378	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	7,636	13,474	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	38,993	13,775	—	85,787	1,906	14,949	—	542	—	8,140	—	2,743	26,273	—	2,069	—

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,513
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,413
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,429
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	300
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,067
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	83,400
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,403
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	60,165	—	—	5,735	—	—	—	—	—	—	—	—	76,909
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	37,921	—	—	—	—	1,859	—	—	—	—	—	—	—	—	43,165
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	285
不動産関連向け	19,695	2,510	—	—	10,350	—	1,761	49,082	—	—	2,190	—	—	—	—	128,734
自己居住用不動産等向け	14,664	765	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	52,042
賃貸用不動産向け	—	1,745	—	—	—	—	1,761	—	—	—	697	—	—	—	—	10,736
事業用不動産関連向け	5,030	—	—	—	10,350	—	—	49,082	—	—	1,492	—	—	—	—	65,956
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	1,401	—	—	—	—	—	—	—	—	1,401
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く)	—	—	—	—	—	—	1,010	—	—	—	6,663	—	—	—	—	8,054
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	783	—	—	—	—	—	—	—	—	809
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21,111
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	190	—	—	—	—	—	—	—	—	190
合計	19,695	40,431	—	60,165	10,350	—	10,982	1,761	49,082	—	—	8,853	—	—	—	396,502

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

証券化エクスポージャーに関する事項

◆証券化エクスポージャーに関する事項

該当はございません。

出資等エクスポージャーに関する事項

◆貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	228	228	104	104
非上場株式等	2,046	2,046	2,235	2,235
合 計	2,275	2,275	2,339	2,339

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

◆出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
売 却 益	—	13
売 却 損	—	9
償 却	11	6

(注) 出資等エクスポージャーには、上場株式、非上場株式のほかに、その他資産勘定に出資として計上している非上場の出資を含めています。

◆貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	40	29

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

◆貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	—	—

(注) 「貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式および関連会社の評価損益です。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ		ロ	
		ΔEVE		ΔNII	
		令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度
1	上方パラレルシフト	1,642	1,566	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	451	116
3	スティープ化	2,524	2,615		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,524	2,615	451	116
		ホ		ヘ	
8	自己資本の額	令和6年度		令和5年度	
		21,839		20,591	

ΔEVEの最大値/自己資本の額=11.560%であり、過大なリスクテイクを行っているとは判断しておりません。

「リスク管理の方針および手続の概要」

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合では、「市場リスク管理方針」および「市場リスク管理規程」に基づき適正な管理を行っております。常勤理事会への報告を定期的に行い、経営体力と比べ適正な水準にリスク・コントロールを行っております。なお、金利リスク計測の頻度は四半期としております。

「金利リスクの算定方法の概要」

計測対象とした資産・負債
貸出金・有価証券・預け金・預金・借入金など、金利・期間を有する資産・負債

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5年
- ・コア預金およびその前提 金融庁告示の保守的な前提の反映により考慮
- ・コア預金に割り当てられた金利改定の平均満期 2.5年
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提考慮しておりません
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提 1通貨円のみであり、それ以外の通貨は保有しておりません
- ・スプレッドに関する前提 考慮しておりません
- ・内部モデルの使用等、重大な影響を及ぼすその他の前提 内部モデルは使用しておりません

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等により構成されています。

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	8,859	9,165
発 行 主 体	広島県信用組合	
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資	

役員等の報酬体系

■ 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等を勘案し、当組合の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後に、支払います。なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

2. 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	103	130
監事	13	20
合計	116	150

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2. 支払人数は、理事13名、監事3名です(退任役員を含む)。

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用組合等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

■ 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
3. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「退職手当規程」に基づき支払っています。
なお、当組合は、非常営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

主な手数料一覧

(令和7年6月1日現在)

振込手数料	窓口	当組合本支店宛			
			非組合員	組合員	ATM ※1
1万円未満 1万円以上5万円未満 5万円以上		110円	110円	無料	
		220円	220円	無料	
110円	330円	220円	無料		
同一店内5万円未満 同一店内5万円以上		110円	110円	無料	
		330円	220円	無料	
他行宛					
電信扱	1万円未満 1万円以上5万円未満 5万円以上	440円	330円	495円	
		550円	440円	495円	
		770円	660円	495円	
インターネットバンキング					
		個人契約	法人契約		
5万円未満 5万円以上		無料	220円		
		無料	220円		
同一店内5万円未満 同一店内5万円以上		無料	無料		
		無料	無料		
他行宛					
		個人契約	法人契約		
5万円未満		110円	495円		
5万円以上		110円	495円		

視覚に障がいをお持ちでATMの利用が難しいお客さまは、窓口での振込手数料を、ATMを利用した場合の振込手数料と同額でお取扱いいたします。窓口にお越しの際には、障害者手帳をお持ちください。
 ※1 「平日8:45～18:00、土曜日9:00～14:00」を除く時間帯でのご利用は、別途、時間外手数料110円がかかります。なお、平日・土曜日が祝日の場合、「日曜日・祝日」扱いとさせていただきますので、終日、時間外手数料110円がかかります。また、上記一覧表は「当組合キャッシュカードご利用時の手数料」です。他の金融機関のキャッシュカードをご利用の場合、ご負担いただく手数料が異なりますので、詳しくはホームページでご確認ください。

インターネットバンキング月額基本料	照会、振込振替サービスのみ	個人向け契約	法人向け契約
		無料	1,100円
	照会、振込振替サービスおよびデータ伝送サービス	—	3,300円

取立手数料 (代金取立手数料)	電子交換	自店宛 ※2	440円
		本支店宛	440円
		他行宛	660円
個別取立	他行宛	普通級	660円
		至急級	880円

※2 振出人が入金口座名義と同一の場合、無料となります。

手形小切手帳発行手数料	約束手形帳・為替手形帳 小切手帳 自己宛小切手	1冊(25枚) 1冊(50枚) 1枚	825円 1,320円 550円
-------------	-------------------------------	--------------------------	------------------------

証明書発行手数料	残高証明書・支払利息証明書 融資証明書	1回 1回	440円 1,100円
----------	------------------------	----------	----------------

両替手数料	両替枚数は両替前または両替後の枚数が多い方の紙幣と硬貨の1日あたり合計枚数を基準といたします。紙幣や油汚れなどがある状態では受付できませんので、取り除いてお渡しいたください。	□座取引あり	□座取引なし
		現金支払時に金種指定をされた場合も対象となります。	1～50枚
	①新券への交換(同一金種に限りませ)	51～500枚	550円
	②汚損紙幣・硬貨の交換 ③記念硬貨への交換(記念硬貨からの交換は両替となります)	501～1,000枚	1,100円
		1,001枚～	500枚毎に550円加算

硬貨入金手数料	1日あたり合計枚数を基準といたします。紙幣や油汚れなどがある状態では受付できませんので、取り除いてお渡しいたください。	1～50枚	無料
		51～500枚	550円
	501～1,000枚	1,100円	
	1,001枚～	500枚毎に550円加算	

未利用口座管理手数料	年間	1,320円
------------	----	--------

集配金手数料	(注)手数料は毎月口座振替にて引落させていただきます。	月 1～5回以内	(週1回以内) 11,000円
		月 6～10回以内	(週2回以内) 22,000円
	月 11～15回以内	(週3回以内) 33,000円	
	月 16～20回以内	(週4回以内) 44,000円	
	毎日	(組合営業日) 55,000円	

再発行手数料	キャッシュカード、ローン関連全カード、各種通帳・証書	1枚(再発行)	1,100円
--------	----------------------------	---------	--------

夜間金庫手数料	月額	3,300円
---------	----	--------

CD・ATM利用手数料	ご利用時間	当組合	地域提携の信用組合	他行	セブ銀行
	8:45～18:00	無料	無料	110円	無料
	18:00～21:00	110円	110円	220円	110円
土	8:00～9:00	—	—	220円	110円
	9:00～14:00	無料	無料		無料
	14:00～19:00	110円	110円		110円
	19:00～21:00	—	—		
日・祝日	8:00～9:00	—	—	220円	110円
	9:00～19:00	110円	110円		
	19:00～21:00	—	—		
平日	8:00～8:45	—	—	220円	110円
	8:45～18:00	無料	無料	110円	無料
	18:00～21:00	—	—	220円	110円
土	8:00～9:00	—	—	220円	110円
	9:00～14:00	無料	無料		無料
	14:00～19:00	—	—		110円
	19:00～21:00	—	—		
日・祝日	8:00～9:00	—	—	220円	110円
	9:00～19:00	無料	無料		
	19:00～21:00	—	—		

※残高照会は、当組合・地域提携加盟組合・他行の全ての曜日・時間帯において無料です。
 ※設置場所によりATM稼働時間が異なります。
 ※「ケンシン組合員」年金お受け取り[給与振込]のいずれかに加入・ご利用されている個人の皆さまで、セブ銀行以外の他行ATMをご利用された場合には、時間外手数料を除いたご利用手数料をお返しいたします。(1回のご利用につき110円、1か月10回までのご利用に対して翌月一括して預金口座へ入金します。利息制限法の改正施行に伴い、他行ATMご利用時のATM利用手数料が220円から110円に減額された場合、手数料の返戻はありません。)
 ※地域提携の信用組合…広島県信用組合・両備信用組合・備後信用組合・信用組合広島商銀

貸金庫手数料	本店営業部 松永支店 廿日市支店 舟入支店 熊野支店	A種(7.85×25.66×55.5cm) B種(9.57×25.66×55.5cm) C種(12.88×25.66×55.5cm) D種(6.30×24.60×38.3cm) E種(6.30×24.60×38.3cm)※カード式 F種(10.00×26.00×35.0cm)※全自動	年間	4,950円 5,940円 6,930円 3,960円 5,500円 5,940円
--------	--	---	----	--

証書貸付払込予定表再発行手数料 (ただし、貸付条件変更に伴う再発行は除きます。)	1件	440円
---	----	------

情報開示手数料	基本事項(氏名・住所・電話番号等)の開示、取引の有無照会	1回	1,100円
	取引履歴の開示、その他の書面発行	1回	550円

相続時口座照会手数料	亡くなられた方が生前に個人番号(マイナンバー)を届出された全ての金融機関に対して預貯金口座の有無を照会します。□座有無の確認ができなかった場合でも手数料がかかります。照会結果は預金保険機構から郵送で通知されます。	1回	5,060円
------------	--	----	--------

貸出条件変更手数料	①繰上返済(住宅資金、保証料一括提携ローンを除く) ②期間延長 ③返済方法の変更 ④変動金利への変更 ⑤その他の条件変更	1件	11,000円
	事業性資金(証貨)の全部繰上返済 住宅資金の全部繰上返済	1件 1件	借入後3年以内 融資残高×1.0% 借入後5年以内 融資残高×0.8% 借入後10年以内 融資残高×0.5% 他行借入により返済 融資残高×2.0%
		55,000円	

※繰上返済手数料が利息制限法の上限利率より算出された金額を超えた場合、繰上返済手数料は同法の上限利率等の手数料とします。

固定・変動選択住宅ローン	固定金利再選択・固定・変動選択住宅ローンへの変更	1件	11,000円
--------------	--------------------------	----	---------

担保事務手数料	(1) 不動産担保 新規調査・設定	1億円超 1千万円超1億円以下 1千万円以下	66,000円 55,000円 44,000円
	① 事業性(住宅ローン以外)設定金額 ② 住宅ローン	1件 1件	33,000円
(2) 不動産担保 再調査・追加設定・変更・解除	① 事業性(住宅ローン以外) ② 住宅ローン	1件 1件	22,000円 無料
(3) 担保管理事務手数料(有価証券・売掛債権の担保 新規設定)	1件	5,500円	

融資事務取扱手数料	住宅ローン(一般)	1件	55,000円
	住宅ローン(マックス80)	1件	融資残高×1.0%×1.10
住宅ローン(マックス100)	1件	融資残高×1.5%×1.10	
住宅ローン(マックス200)	1件	融資残高×2.0%×1.10	
ケンシン住宅ローン「フラット35」	1件	55,000円	
フリーローン(ただし、ひまわりポケットフリーローンは、手数料無料です。)	30万円未満 30万円以上	1,100円 3,300円	
創業支援ローン(500万円以下)		11,000円	
創業支援ローン(500万円超)		22,000円	
収益物件融資	1件	実行金額×0.6%×1.10	

資料編

店舗一覽

(令和7年6月30日現在)

◆店舗

■ 広島市中区	本 部	〒730-0043	広島市中区富士見町1番17号	TEL(082)249-2111
	◎ 本店営業部	〒730-0043	広島市中区富士見町1番17号	TEL(082)242-5588
	◎ 舟入支店	〒730-0845	広島市中区舟入川口町5番20号	TEL(082)232-5426
■ 広島市西区	三篠支店	〒733-0003	広島市西区三篠町3丁目6番12号	TEL(082)237-3131
	◎ 庚午支店	〒733-0822	広島市西区庚午中3丁目7番12号	TEL(082)271-4301
■ 広島市南区	広島駅前支店	〒732-0823	広島市南区猿猴橋町6番23号	TEL(082)262-2371
	皆実支店	〒734-0007	広島市南区皆実町3丁目12番29号	TEL(082)251-1243
■ 広島市安佐南区	安古市支店	〒731-0125	広島市安佐南区大町西1丁目1番4号	TEL(082)879-8888
■ 広島市安佐北区	◎ 可部虹山支店	〒731-0232	広島市安佐北区亀山南5丁目7番9号	TEL(082)815-0022
■ 広島市佐伯区	◎ 五日市支店	〒731-5135	広島市佐伯区海老園2丁目4番6号	TEL(082)921-0125
	◎ 五日市北支店	〒731-5115	広島市佐伯区八幡東1丁目28番28号	TEL(082)928-8338
■ 廿日市市	◎ 廿日市支店	〒738-0033	廿日市市串戸4丁目9番53号	TEL(0829)32-1500
■ 安芸郡	◎ 海田支店	〒736-0046	安芸郡海田町窪町4番41号	TEL(082)822-2988
	◎ 熊野支店	〒731-4214	安芸郡熊野町中溝1丁目3番10号	TEL(082)854-1141
	◎ 西熊野支店	〒731-4226	安芸郡熊野町東山4番1号	TEL(082)854-3151
■ 呉市	※ 呉支店	〒737-0056	呉市朝日町2番19号	TEL(0823)25-5151
■ 福山市	◎ 福山支店	〒720-0804	福山市緑町2番1-1号	TEL(084)923-3738
	◎ 福山東支店	〒721-0963	福山市南手城町2丁目8番9号	TEL(084)931-2755
	※ 松永支店	〒729-0111	福山市今津町2丁目1番18号	TEL(084)933-2135
	◎ 松永支店松永南出張所	〒729-0114	福山市柳津町5丁目1番38号	TEL(084)933-5100
■ 尾道市	※ 尾道支店	〒729-0141	尾道市高須町1263番地の1	TEL(0848)46-3315
	◎ 因島支店	〒722-2324	尾道市因島田熊町1153番地	TEL(0845)22-1331
	◎ 因島支店因島北出張所	〒722-2211	尾道市因島中庄町1980番地の3	TEL(0845)24-0114
■ 三原市	◎ 三原支店	〒723-0016	三原市宮沖1丁目7番1号	TEL(0848)64-8555
■ 東広島市	◎ 東広島支店	〒739-0040	東広島市寺家駅前6番4号	TEL(082)421-6111

◆店舗外キャッシュサービスコーナー

- ◎ 舟入支店天満出張所
- ◎ 海田支店瀬野川出張所
- ◎ 松永支店浦崎出張所
- ★ 庚午支店中央市場出張所
- ◎ 熊野支店フジ熊野店出張所
- ◎ 因島支店商工会議所出張所
- ◎ 五日市北支店八幡出張所
- ◎ 熊野支店熊野町商工会出張所

《ATMの稼働状況》◎は、土曜日・日曜日・祝日も稼働します。★は、土曜日にも稼働します。
※は、令和7年7月下旬より土曜日・日曜日・祝日も稼働します。

カード等紛失・盗難受付窓口

曜日	受付時間帯	受付先名称	受付先電話番号
平日	00:00~08:30	キャッシュカード紛失 信組ATMセンター	フリーダイヤル 0120-195-588
	08:30~17:30	お取引店	お取引店電話番号
	17:30~24:00	キャッシュカード紛失 信組ATMセンター	フリーダイヤル 0120-195-588
土曜日・日曜日・祝日	00:00~24:00	キャッシュカード紛失 信組ATMセンター	フリーダイヤル 0120-195-588

フリーダイヤルが留守番電話の場合は、組合名・営業店名・お名前・口座番号・電話番号をお知らせ下さい。
カード、通帳、印鑑の紛失・盗難以外のご連絡は、キャッシュカード紛失信組ATMセンターでは受付いたしかねますので、
ご了承ください。
なお、盗難の場合には、警察にもお届け下さい。

ケンシンの店舗ネットワーク



キャッシュカード利用手数料

キャッシュカードのご利用の皆さま全員!

セブン銀行ATMでの ご利用は0円

■セブン銀行ATMご利用無料の時間帯

お引出し ご入金 残高照会	月~金曜日	8:00 ~ 8:45	0円	18:00 ~ 21:00	110円
	土曜日	11:00 ~ 14:00	0円	11:00 ~ 14:00	110円
	日曜日	9:00 ~ 14:00	0円	9:00 ~ 14:00	110円

①現金支払
②現金入金
③残高照会
利用手数料は
0円
有料となる時間帯も
ございます

■残高照会は無料です
■時間外、日祝日等のご利用は110円の手数料が必要です
■令和6年11月より、法人キャッシュカードのご利用も可能となりました

■他の金融機関のATMご利用の場合(セブン銀行を除く)

- ①「組合員」の皆さま 限定
- ②「公的年金お受け取り」の皆さま
- ③「給与振込」の皆さま

ゆうちょ銀行 もOK
イオン銀行

キャッシュ
バック方式
利用手数料返戻1回110円
0円

ケンシン普通預金キャッシュカード(個人)またはローンカード(個人)を他の金融機関ATMでご利用されて利用手数料(時間外手数料、振込手数料を除く)を負担された場合、1回のご利用につき110円返戻いたします。翌月一括してご利用口座に振込致します。(1か月10回までのご利用とさせていただきます。)

■他の金融機関のATMご利用無料の時間帯

月~金曜日 (キャッシュバック後)	8:00 ~ 8:45	0円 (キャッシュバック後)	18:00 ~ 21:00	110円 (キャッシュバック後)
	8:45 ~ 18:00	0円 (キャッシュバック後)	18:00 ~ 21:00	110円 (キャッシュバック後)
土日祝	110円 (キャッシュバック後)			

※法人カードは利用できません
■残高照会は無料です
■時間外、土日祝日等のご利用は110円の手数料が必要です

ATM手数料が無料または減額された場合、手数料の返戻はありません。詳しくはホームページをご確認ください。

<https://www.hiroshima-kenshin.co.jp/>



広島県信用組合

〒730-0043 広島市中区富士見町1番17号

TEL:(082)249-2111

URL:<https://www.hiroshima-kenshin.co.jp/>

